道路標識設置の手引き

（東京版）

昭和63年1月

（社）全国道路標識・標示業協会

歩行者のための案内標識

昭和63年9月

（社）全国道路標識・標示業協会　関東支部 東京都分会

今日、安全で快適な歩行環境が求められている。このため広い歩道や街路樹防護柵などの整備が急ピッチで進められている。歩行者用の案内を充実していくことも快適な歩行者空間の整備にとっては必要不可欠な要素である。特に公共交通機関の発達した都心部では歩行は重要な移動手段であり、人を駐車場や駅などから安全に目的地まで案内するシステムが必要になっている。歩行者のための案内標識はシンボルマークなどを併記し、親しみの持てるものとするとともに、美しいまちなみを作るように配慮されている。

（東京都建設局の設置した歩行者標識）

皇居前広場
300m IMPERIAL PALACE PLAZA
東京駅 丸ノ内口
TOKYO STA.
300m

新宿中央公園
400m SHINJUKU CENTRAL PARK
新宿駅西口
SHINJUKU STA. 350m

渋谷区役所
Shibuya Ward Office 890m
渋谷公会堂
Shibuya Public Hall 970m
NHK放送センター
NHK Broadcasting Center 430m

日本武道館
400m NIPPON BUDOKAN
千鳥ヶ淵公園
350m CHIDORIGAFUCHI PARK
靖国神社
300m YASUKUNI JINJA
北の丸公園
250m KITANOMARU PARK

東京医大附属病院
TOKYO MEDICAL COLLEGE HOSP. 600m
区立教育センター
150m EDUCATIONAL CENTER
新宿警察署
SHINJUKU POLICE STA. 350m

東京医大附属病院
区立教育センター
EDUCATIONAL CENTER 150m
新宿警察署

No 3 ゲート
新宿中央公園
SHINJUKU CENTRAL PARK 400m
新宿駅西口
350m SHINJUKU STA.

明治神宮前駅
Meijijingumae Sta. 520m
原宿駅
Harajuku Sta. 620m
代々木公園駅
600m Yoyogikoen Sta.

国立競技場
230m National Stadium
明治公園
100m Meiji Park

はじめに

道路利用者の要求の高まりに答えて、昭和61年11月に道路標識令が改正になった。道路案内標識にローマ字を併記したり、道路の通称名標識のデザインの変更等により、利用者の側に立った改正で、より利用しやすくなった。中でも歩行者の為の案内標識が著名地点標識の一つに加えられたことは、ともすれば雑多になる町中の案内について一つの方法を示したという意味で大いに歓迎すべきことである。

このような改正をうけて、多くの先進的な自治体で歩行者の為の案内標識の整備が進められている。また、他の自治体にあっても歩行者のための案内標識の整備を計画しあるいは、実施計画がたてられている。道路協会から『道路標識設置規準・同解説』が62年1月に社団法人日本道路協会から刊行された。この中においても、歩行者のための案内標識は記述されている。しかし、新しい試みであるだけに、デザインの詳細、案内施設の選択、シンボルマーク、ローマ字標記等細かな点の記載については言及していない。

社団法人全国道路標識標示業協会東京分会は、道路標識をつくる立場から歩行者のための案内標識に関して設置例などを紹介してきた。道路標識に関する人々から、これらの設置例をまとめて貰いたいと要望が強くなってきた。そこで、ここに冊子を発行することにした。

皆様が歩行者のための案内標識の整備計画をたてる際、何かの役に立てていただければ幸です。

また、この冊子を作成するにあたり、資料を提供していただいた各自治体の皆様にこの場で感謝いたします。

社団法人全国道路標識標示業協会東京都分会長

丸　本　正　洋

目　　次

はじめに

第1章　案内体系……1

1．歩行者のための案内標識……1

（1）はじめに……1

（2）歩行者のための案内……1

（3）道路付属物……2

2．案内システムとしての整備……2

（1）案内システム……2

（2）基本的な3つの案内……4

（3）ローマ字の併記……5

（4）ピクトグラフ（シンボルマーク）……7

（5）整備計画……8

3．設置計画……12

（1）設置計画……12

（2）設置計画の例……20

第2章　デザイン……25

1．標識板……25

（1）表示内容……25

（2）標識板の形状……28

（3）レイアウト……28

（4）書体（タイプフェイス）……28

（5）ローマ字（アルファベット）……31

（6）色彩……33

（7）シンボルマーク……33
2．支柱……33
3．設置形式……34
第3章　構造……35
1．構造……35
（1）標識板の大きさ……35
（2）画面表示……36
（3）支柱……37
2．材料……40
（1）表示板……40
（2）支柱……42
（3）防錆処理……42
3．設計……44
（1）荷重……44
（2）許容応力度……45
（3）基礎……45
4．設計計算例……46
（1）概要図……46
（2）設計条件……46
（3）支柱応力の算定……47
（4）支柱断面の検定……48
（5）基礎の算定……49
（6）材料表……50

参　考　資　料……55
1．ローマ字（英文）表記の例……57
（1）交通関係……57
（2）文化施設……58
（3）名所旧跡……61
（4）観光地……62
（5）公共的施設……63
（6）体育施設……65
2．商標、著作権法について……67
（1）商標について……67
（2）著作権法について……67
3．シンボルマーク（ピクトサイン）の例……70
おわりに

第１章　案内体系

１．歩行者のための案内標識

（１）はじめに

気持のよい道路、人々のあふれている街路には、歩いて楽しい工夫がされているものである。安全で快適な歩道、歩いて退屈させないストリートファニチャー、心なごませる街路樹などが、気持よく考えられて配置されている。安全で快適な歩行者空間の整備は、都市が発達し人々が多く集まるにつれて、ますます必要になっている。そんな歩行者空間を演出する道路付属物の一つが歩行者のための案内標識である。

（２）歩行者のための案内標識

道路標識は主に自動車利用者を対象にしているため、歩行者には案内している目標地が遠すぎるなど、利用しにくい面がある。

特に都市部では商店が設置する袖看板、その他の案内看板がまちなかにあふれており、これらは必ずしも系統だっていない。人々を駅、バス停などから間違いなく安全に目的地まで案内するためには、系統だった歩行者のための案内標識の整備が望まれている。

幅の広い歩道等の整備などとならんで、歩行者のための案内標識を必要に応じて整備していくことは、安全で快適な歩行空間を創造して行くうえからも好ましいことである。

（3）道路付属物

歩行者のための案内標識は歩行者が安全で快適に、楽しく歩くために必要な道路付属物である。そこで整備にあたっては「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（標識令）」に定めのある著名地点（114－B）を用いるものとする。

この標識は、従来まちまちに行われていた歩行者のための案内標識について、一定の方向を示すために昭和61年10月の「標識令」の改正で、主に著名な施設の方向・距離を示すことにより、歩行者のための案内を補完することを目的に新しく「標識令」に加えられた。（図－1）

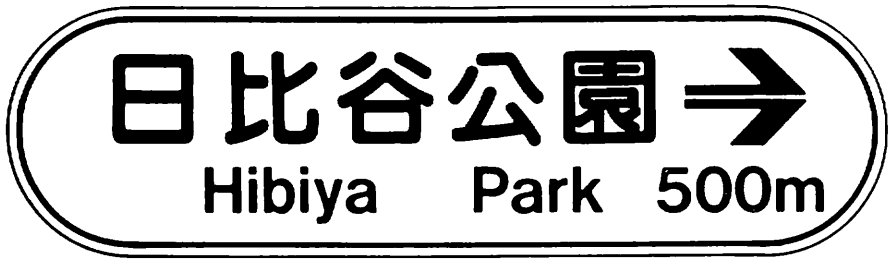

図1（114－B）著名地点

2．案内システムとしての整備

（1）案内システム

A．別体系のシステム

歩行者のための標識の整備にあたっては、歩行者の行動特性を考える必要がある。歩行者は自動車を運転する場合と違って、行動範囲が狭い、立ち止まって判断できる、誰でも歩くなどの特徴があり、自動車の利用者を対象とした案内標識とは体系（システム）が重なりあいながらも別

の体系を考えていく必要がある。

横軸に案内する目的地までの距離をとり、縦軸に表示する地名の具体性を表すと歩行者のための案内標識はより具体的で近い目標地を表していることがわかる。

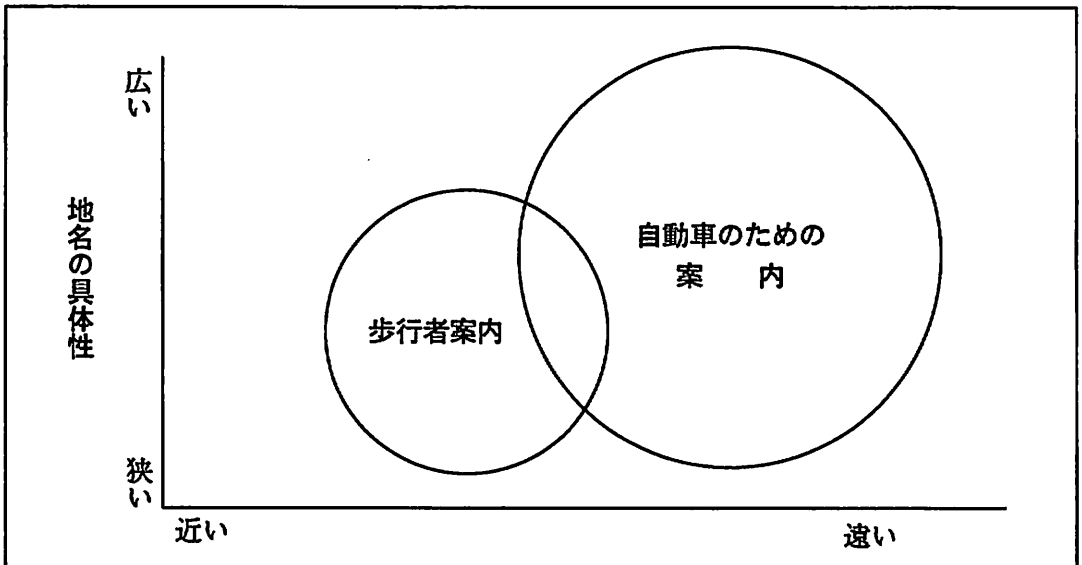

図－２

B．歩行者の行動に見合った整備

歩くということは人間本来の固有の移動手段であり、子供から高齢者、健康な人、体の不自由な人、日本語のわかる人わからない人などが歩行者となりうる。

そこで、おもに歩行者を対象とした案内標識を整備する場合はこれら人々の行動の特徴を十分配慮したうえで整備計画をたてていくことが求められている。

主な特徴を整理すると表－１のようになる。

表.1 歩行の行動の特徴と表示方法

歩行の特徴	説明	表示方法
行動範囲が狭い	半径1Km以内の案内	経路案内、地点案内
立ち止まって判断できる	ある程度複雑な表示ができる 地図をよむことができる	地図による案内
道路の端を歩く	設置位置、大きさ、建築限界	邪魔にならない標識
最終の交通手段である	具体的な施設の案内が欲しい	個々の施設名の表示
誰でも歩く	分かりやすさ、不変性、国際性	ローマ字併記 ピクトサイン
照明装置を持たない	夜間の視認性	照明装置

（2）基本的な３つの案内

歩行者は、（1）現在自分がどこにいて（現在地の確認）、（2）どちらへ向えば良いのか（方面方向の確認）、そして（3）目的地に着いたかどうか（目標地の案内）の確認ができることが必要である。そこで、このことを確認することができる標識があると、歩行者は安心して行動することができる。このために、この３つのことが確認できる標識の整備が必要である。

A．現在地の確認

現在、自分がどこにいるのかを確認し、次の行動の起点となる。

主要地点標識や、住居表示案内板、場合によっては電柱等の巻き付け広告の地点名表示、商店名、ビルディング名なども利用し、現在地の確認を行っている。

B．方面方向の確認

著名地点の方向とそこまでの距離を表示する。

街路の名称標識、著名地点標識の他、住居表示街区案内板などを利

用し、方面方向の案内として利用している。

C．目的地の案内

目的地に着いたことを表す。

著名地点標識、主要地点標識の他、商店の袖看板などを利用し現在地の確認、目的地に着いたことの確認をおこなっている。

このように、歩行者は信号の下の主要地点標識、駅名、建物名あるいは電柱に書かれている地先名で、現在地の確認をおこなっている。また、道路の名称標識や住居表示街区案内板や建物で見当をつけ、方面方向の確認をしている。そこで、現存の案内標識等を利用し、歩行者の案内標識を新たに整備し、補完することにより、歩行者の案内体系を充足することが重要である。

(3) ローマ字の併記

外国から来た人は、自動車、電車を利用したとしても基本的な交通手段は歩くことであろう。このため案内にローマ字が併記されていればさらに歩き易くなる。また、日本人としても、読みにくい固有名詞、施設名、地名がローマ字で書いてあれば、大いに助かるところである。そこで歩行者のための案内標識には、案内する施設名などを日本語に加えてローマ字（英語）でも案内表示するものとなっている。

著名施設などをローマ字で併記する場合の原則について次にのべる。

「道路標識設置基準・同解説」によると、案内標識の固有名詞のローマ字のつづりはいわゆるヘボン式によることとしている。ローマ字の綴りかたについては、昭和29年内閣告示1号によりいわゆる訓令式を用いることになっているが、国際的関係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合にかぎり第2表に揚げたつづり方によってもさしつかえない。こ

のため道路標識は第２表によるつづり（いわゆるヘボン式）を用いてあらわすことにした。

ローマ字のつづり方

ヘボン式					日本式					備考
a	i	u	e	o	a	i	u	e	o	
ka	ki	ku	ke	ko	ka	ki	ku	ke	ko	前掲「そえがき」とヘボン式の異なる点は次のとうりである。
sa	si	su	se	so	sa	si	su	se	so	
ta	chi	tsu	te	to	ta	ti	tu	te	to	
na	ni	nu	ne	no	na	ni	nu	ne	no	
ha	hi	hu	he	ho	ha	hi	hu	he	ho	
ma	mi	mu	me	mo	ma	mi	mu	me	mo	
ya	—	yu		yo	ya	(i)	yu	(e)	yo	つまる音は、次に来る最初の子音を重ねてあらわすが、ただし次にchがつづく場にはcを重ねずにtを用いる。
ra	ri	ru	re	ro	ra	ri	ru	re	ro	
wa	—	—	—	—	wa	wi	(u)	we	wo	
n					n					
ga	gi	gu	ge	go	ga	gi	gu	ge	go	
za	ji	zu	ze	zo	za	zi	zu	ze	zo	matchi
da	ji	zu	de	do	da	di	du	de	do	itchi
ba	bi	bu	be	bo	ba	bi	bu	be	bo	danketsu
pa	pi	pu	pe	po	pa	pi	pu	pe	po	
kya		kyu		kyo	kya		kyu		kyo	
sha		shi		sho	sya		syu		syo	
cha		chu		cho	tya		tyu		tyo	
nya		nyu		nyo	nya		nyu		nyo	
hya		hyu		hyo	hya		hyu		hyo	
mya		myu		myo	mya		myu		myo	
rya		ryu		ryo	rya		ryu		ryo	
gya		gyu		gyo	gya		gyu		gyo	
ja		ju		jo	zya		zyu		zyo	
ja		ju		jo	dya		dyu		byo	
bya		byu		byo	bya		byu		byo	
pya		pyu		pyo	pya		pyu		pyo	
—					kwa					
—					gwa					

設置基準によると、普通名詞は原則として英語で表記し、固有名詞をローマ字で表記することとしている。

そこで施設名称のうち、どこまでが固有名詞でどこまでが普通名詞かが議論になるところであるが、基本的にはつぎのように考えるとよい。

① 公園等の名称のうち、慣用上固有名詞の一部として切り離せないものについては、次の通りとする。

後楽園　Korakuen Park

浅草寺　Sensoji Temple

② 川、山、湖等の名称の～川、山、湖等の部分は、固有名詞として切り離せないものであるので、次の例による。

木曽川　Kisogawa Riv.

立山　Mt.Tateyama

③ 表記法もしくは名称が定着しているものについては、これに従う

富士山　Mt.Fuji

なお、個々の表記の例については、第４章３ローマ字表記の例を参照のこと。

(4) ピクトグラフ（シンボルマーク）

ピクトグラフあるいはシンボルマークは著名施設のイメージを視覚に訴えて説明しようとするためのものである。著名施設を文字で表記し、併せてピクトグラフあるいはシンボルマークを併記することは外国人にも理解しやすい視覚言語として、情報のサービスの向上につながる。

ピクトグラフ（Pictograph）とは絵文字のことである。一目でわかる単純化した図形をもちいて、施設の内容を表したり、行動を表現したりするものである。電話、レストラン、トイレの案内などを高速道路のサービ

スエリアの案内や、駅・デパートなどでみかけるようになった。

また、シンボルマークとは、組織、施設、自治体を、象徴する紋章、記号で表すマークで、ある程度予備知識が必要である。

いずれにしても、分かりにくい図柄の絵文字を使用するとかえって混乱を招き、逆効果になる恐れがあるので注意が必要である。

個々の表記例についてわ参考資料３のピクトグラフ、シンボルマークを参考にされたい。

（5）整備計画

歩行者個々の目的地のすべてを道路標識によって案内することはできない。また案内すれば表示が雑多になり、かえってわかりにくくなる恐れがある。

バスの経路案内は一つの停留所に来る路線バスのこれから通る経路をすべて表すことにより、自分が乗るべきバスの選択を行いやすくしている。（図－３）

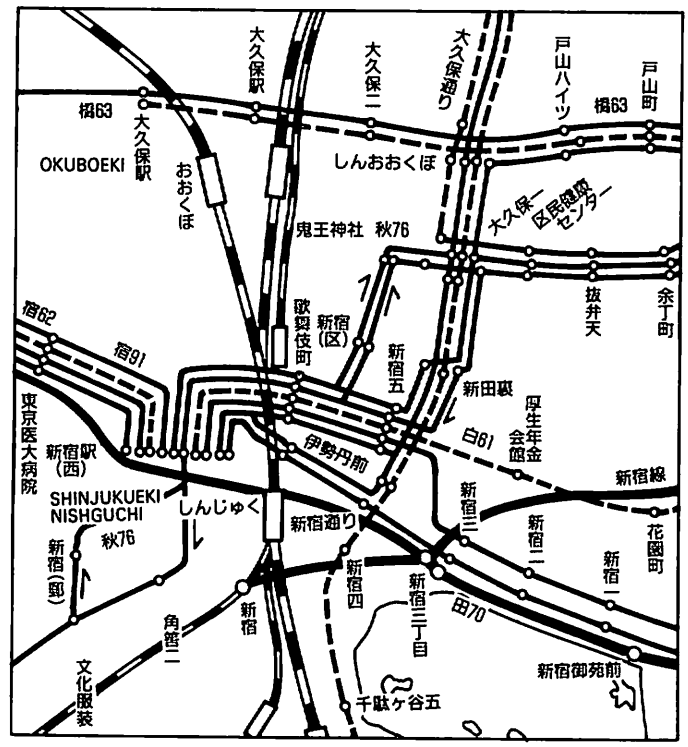

図-３　新宿駅　都バス系統図

これと同様の考えかたにたって、この道路で行くことができる方面方向を可能な限り表示する方法も考えられる。これらの例は観光地の案内に見受けられるが、目的の施設が見つかればよいが無い場合はかえってわかりにくく

している場合もある。(写真－１)

そこで、歩行者のための案内標識の整備にあたっては、著名な施設をすべて案内するのではなく、次の三つの案内方法に分類して必要最小限の標識を整備していくこととする。

○　駅前、交差点に於る方面方向の案内

○　沿道にある著名施設の案内

○　経路案内

A．駅前、交差点に於る方面方向の案内

駅前、交差点に於る方面方向の案内とは、道路案内標識が路線上の目標地を案内している方面方向標識（108系）の表記と同様に、その道路の路線上にあるランドマーク（目印）となる施設を表示案内する。

この方法による標識の整備は駅周辺や交差点に集まる歩行者にたいして、行き先の目標となる方位方角を明らかにし、歩行者が歩き始める方向の見当をつけやすくするものである。

ランドマークとはその区域において大きくて目立ち、特徴があり、目につきやすい目標地（街区の角地にある建物など）のことである。知名度があり、人が多く集まるような公共的な施設を目標とすることが知当であると思われる。従って都市部のように、デパート、銀行、高層ビルなど大きな建物が林立しているような地域では目印となるような目標物を特定しにくい。このため、より公共性が高い施設を選択するとか、一定の基準に合った街区の角にある建物を案内標示するなど

ルールを作ることが大切である。

一方、地方部のようにそれほど目立つような家屋がないような地域では、その路線で特徴となる橋、神社仏閣など著名な建造物から選ぶとよい。

著名な建造物の設置対象例（設置基準第３章道路標識の設置対象例・表３－２－９に準拠）

1）交通施設＝駅、バスターミナル、市場、流通センター、港湾、空港

2）文化施設＝公園、遊園地、動物園、植物園、庭園、霊園、墓地、博物館、美術館、絵画館、図書館、資料館、公会堂、文化会館、劇場

3）名所旧跡＝神社、仏閣、寺院、史跡(城跡、墓、貝塚、碑、古戦場)

4）観光地＝展望台、タワー、洞くつ、沼、湖、滝、谷、名木、河川、橋、峠、ダム、

5）公共的施設＝大使館、県庁、市役所、出張所、病院、学校、警察署、消防署、郵便局、ユースホステル

6）体育施設＝体育館、運動場、野球場

事　例 1

駅前交差点

B．沿道にある著名施設の案内

沿道にある著名施設の案内とは道路案内標識の著名地点（114－A）と同様に沿道にある著名な施設または分岐している路線上にある著名な施設の入り口において著名な施設を案内する方法である。

この方法による整備の目的は道路を歩いている人に著名施設を案内するとともに、著名施設をめざしてきたひとに目的地についたことを案内するものである。

事　例　2

沿道案内

C．経路案内

経路案内は駅などの特定の場所から著名施設までの道順を決め、それにそって案内標識を設置していく。

この方法は標識の順を追っていくことにより目的地まで案内するもので、自分が目指す目標地が案内されていれば、大変わかりやすいものである。

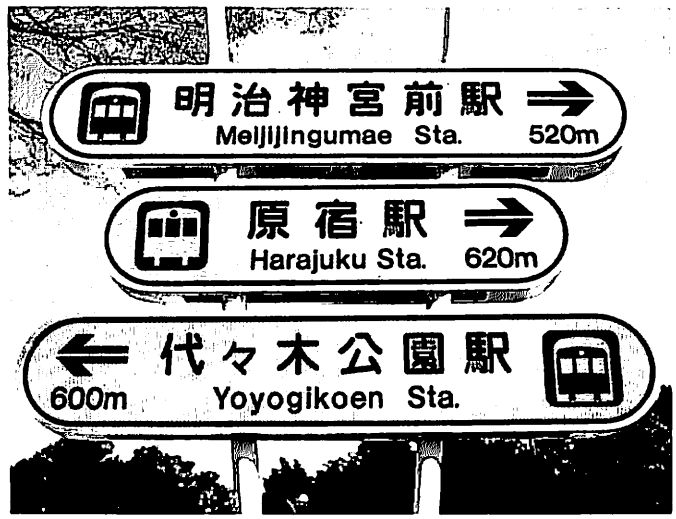

事　例 3

経路案内

3.設　置　計　画

(1) 設置計画

従来より設置されている①著名地点、主要地点標識　②道路の通称名(119)　③駅構内、地下道などにおける出口案内　④住居表示街区案内板　⑤バス停留所　⑥電柱広告の下の地番地先案内などはそれぞれ歩行者の案内に役立ってきた。

歩行者が間違いなく目的地にいくために更にこれらの案内に加えて案内システムを確立していくことが望まれている。従来より設置されているそれぞれの案内の特徴を整理すると次のとうりとなる。

A．主要地点標識

主要地点標識は交通量が多い交差点や主要幹線道路などの分岐となる。

交差点等が対象となっている。この為、主要な交差点にだけに表示されている場合が多い。（写真－５）

B．道路通称名標識（写真－６）

C．駅構内、地下道などに於る出口案内駅構内、地下道などに於る出口案内は出口までの案内は非常に分かりやすいが一旦外に出ると途切れてしまう。（写真－７）

D．住居表示案内

住居表示板の設置は「住居表示に関する法律」で設置が義務づけられている。

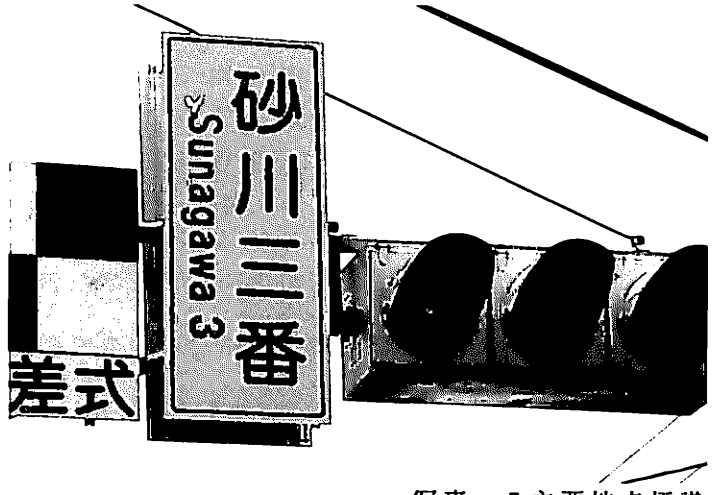

写真－５主要地点標識

写真－６道路通称名標識

写真－７出口案内

第八条①市町村は、第３条第３項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号または道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。
住居表示の原則は１.街区方式　２.道路方式のいずれかの方法によるものとする。（第２条）

街区方式とは、市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設または河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下街区という）につけられる符号及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号を用いて表示する方法をいう。

われわれが、街区方式による住居表示板を頼りに目的地にたどり着く場合のいくつかの問題点として、次に述べるような事が考えられる。

①　長所

道路や河川に囲まれた地域なので、地図で目的の番地を探すのが大変楽である。

②　短所

a）目的地の番地が分からないと目的地の見当がつけられない

b）現地で道に迷ったとき隣接する番地と探している番地との関係が分かりにくい。

c）地図がないと全体のことが分かりにくい

（写真－８）

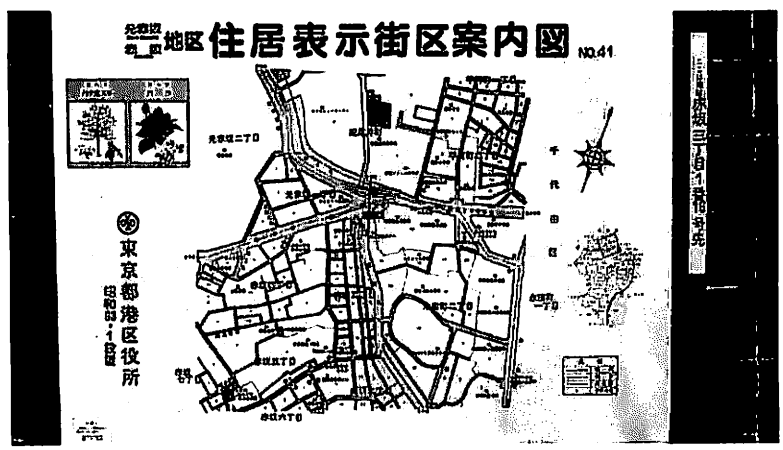

道路方式による住居表示

道路方式とは、市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる道路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法である。

この方法による住居表示がおこなわれている地域では、都市内の方面方向の案内の方法として道路通称名を併記した108系の案内標識と一致して、利用者には目的地に着くのに分かりやすいかもしれない。

E．バス停留所

施設名、地先名が表示されているため、現在地の確認の参考になる。（写真－９）

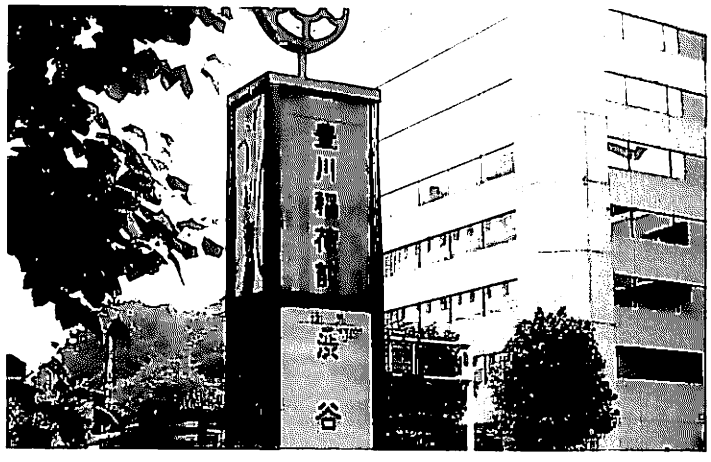

F．電柱広告

住居表示案内を補完している。（写真－１０）

g.その他

その他の案内板（写真１１～１６）

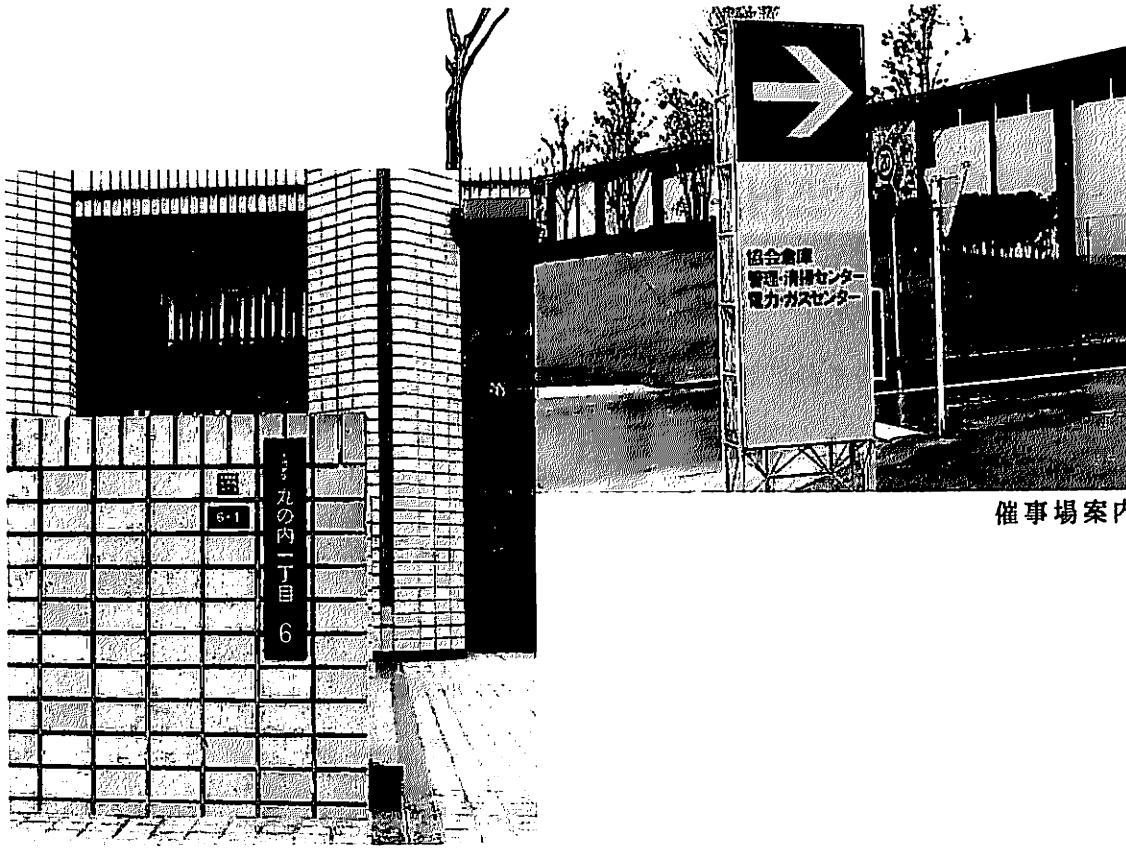

催事場案内

住居表示板

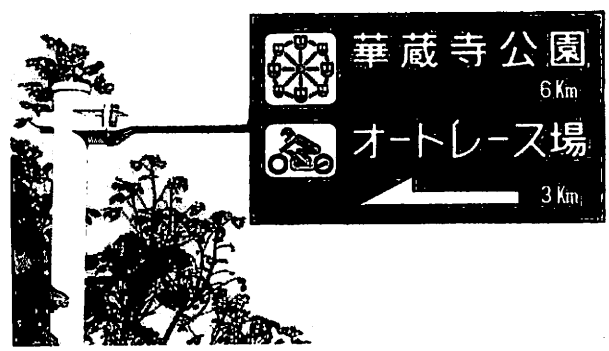

観光案内

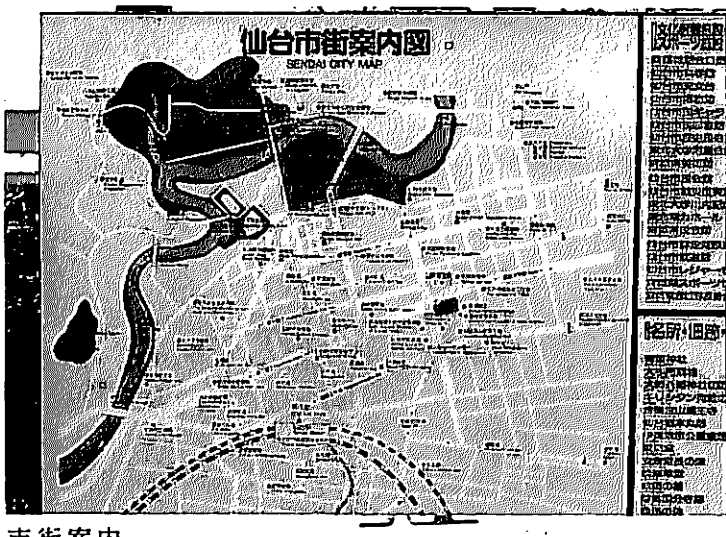

市街案内

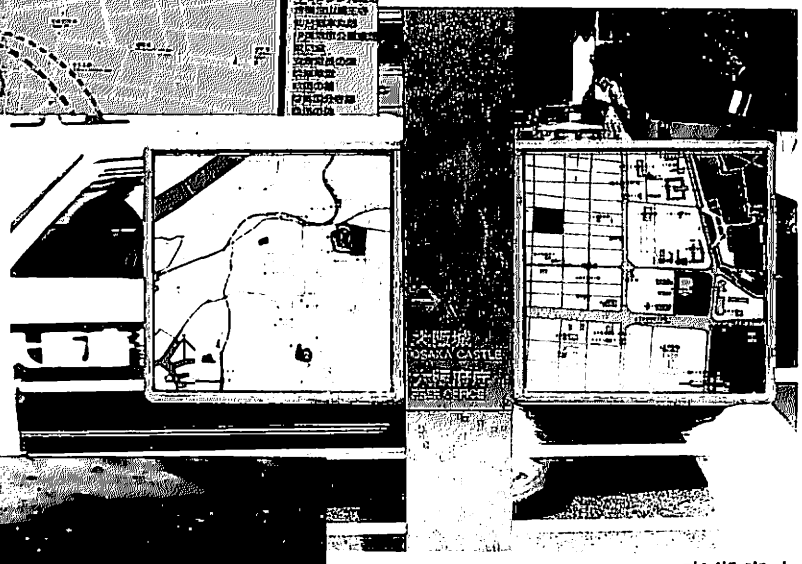

市街案内

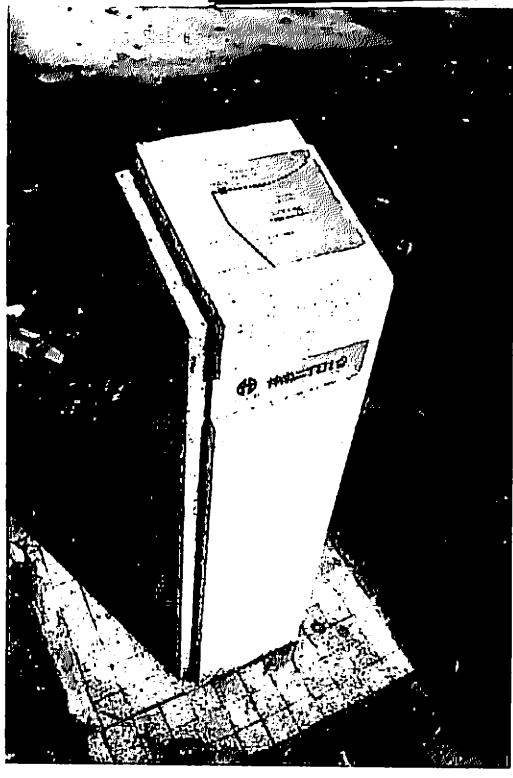

歴史と文化の散歩道

以上はそれぞれ独立して機能はしているが、お互いに関連し、補いあっているとは言がたい。そこでこれらを補い、分かりやすい歩行者の為の案内システムとするために①連続性②関連性に留意して歩行者の為の案内標識を整備するとよい。

図４に外国人が駅ターミナル空港、波止場から観光をし、帰路に着くまでの案内体系を「外国人旅行客用モデル表示案内板等マニュアル（昭和62年（1987年）２月発行ＪＮＴＯ協力会）」より引用する。これによっても、案内は一つ一つが独立して存在するのではなく、お互いに関連する必要が求められていることがわかる。

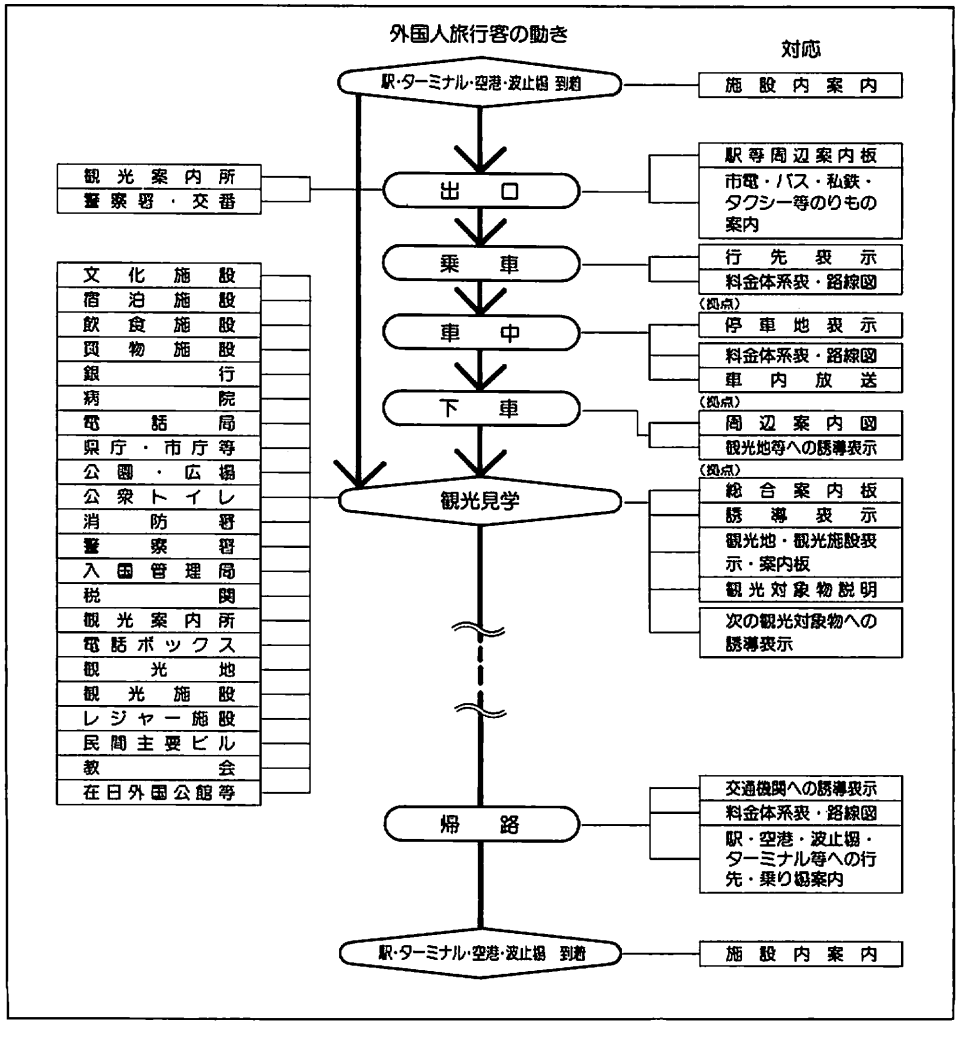

（2）整備計画の例

東京都建設局が東京駅から東京国際郵便局、電気通信科学館を一つの目標施設として案内するために歩行者案内標識を整備したときの例を次に示す。

A．地域の特徴

東京の表玄関である東京駅を中心に丸の内側には、官庁、金融機関などの本社が機能集中している。この地域は、同じような建物が碁盤の目の街区のなかに建っており、歩行者からみると、この道路だったか、もう一本向こうの道路かで迷いやすい地区でもある。（図－5）

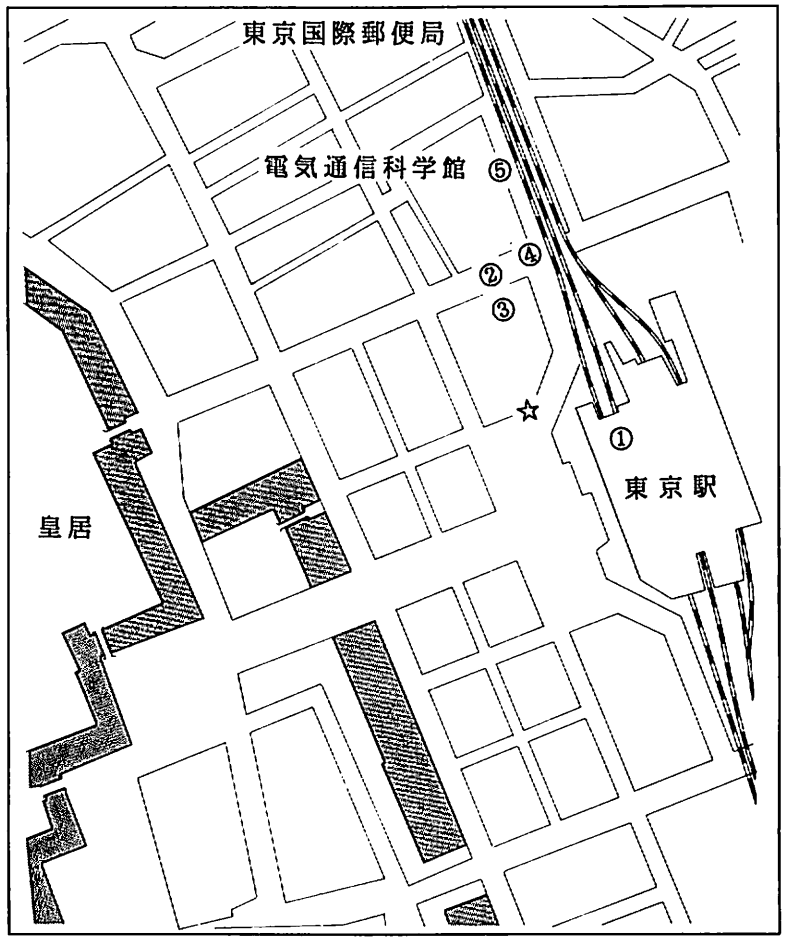

B．以前からあった案内標識看板類

電気通信科学館にいくために、手元に曲がる角の交差点名や建物の名称の載っているていねいに書かれた案内地図を持っていれば、地図を有効に利用するための案内標識看板類はまちかどにたくさんある。そこで、さらに道路上にこれらの案内標識を結びつける案内があれば、科学館を訪れる場合の利便性が高まるものである。

①　東京駅の構内（写真１７）

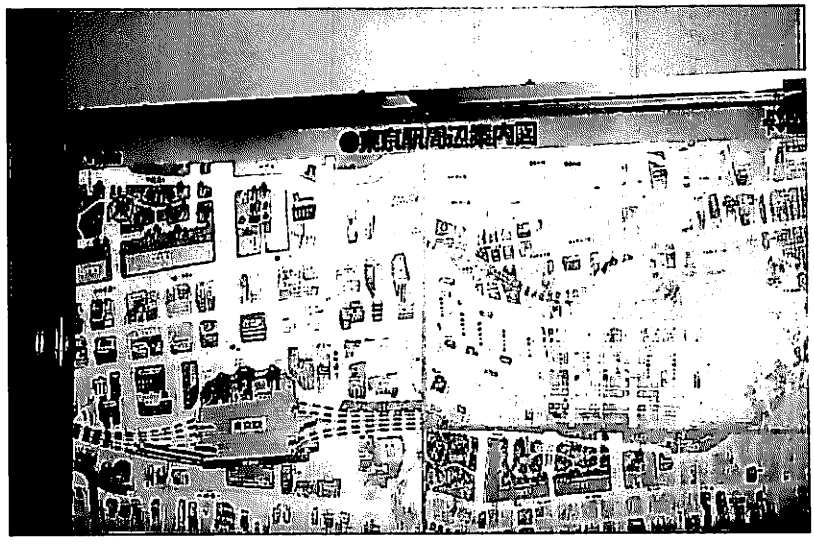

駅構内には、写真のような東京駅周辺案内図が設置されている。大体の方向はつかめるが、交差点名が入っていないため、現地でどのルートを通っているのか確認がむつかしい

②　主要地点（１１４－２Ａ）「丸の内一丁目」

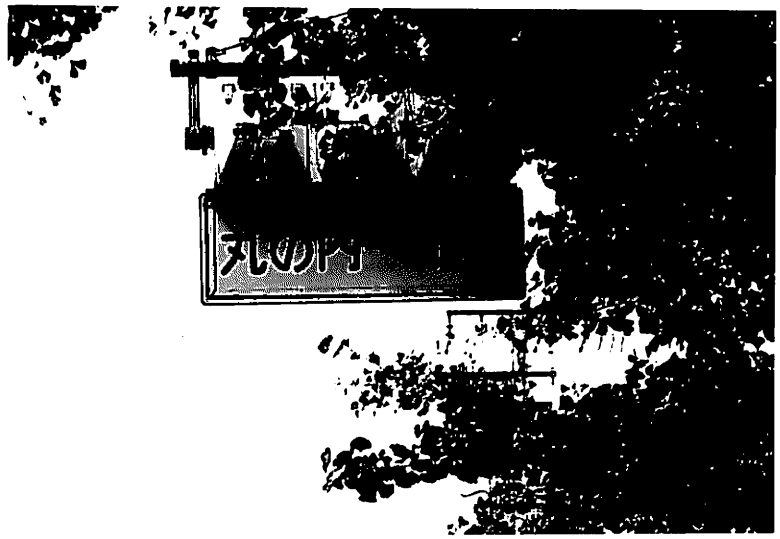

③　通称名「永代通り」

現在地を確認するのは都合がよい。正確な地図をもっていると役に立つ情報である。

④　その他の案内

バス停留所（丸の内一丁目）も現在地の確認に役に立つことがある。

⑤　当該施設が設置した表札

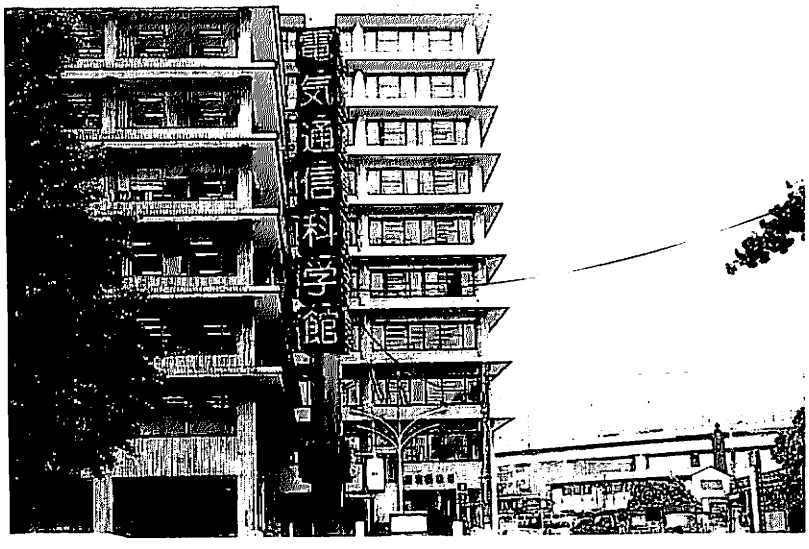

電気通信科学館のまえには大きく名前を書いた柱が立っている。遠くからでも大変見つけやすい。これに比べると東京国際郵便局は、遠くからは見つけにくい。

C．必要な標識

既設の案内標識、看板類をこのように連続的に見てみると、郵便局、科学館といった地域性のつよい施設には、たどり着けない。

この原因は、歩行者のための案内システムが出来上がっていないことによる。連続性、関連性の観点から道路上に標識を整備することにした。

D．整備計画

道案内の基本的な三つの考えかた、すなわち①いまどこにいるか、②どっちに向えばいいか、③目的地についたかを確認する目的で、不足している標識の検討を行った。この結果、東京駅前に「東京国際郵便局」「電気通信科学館」を設置することにした。

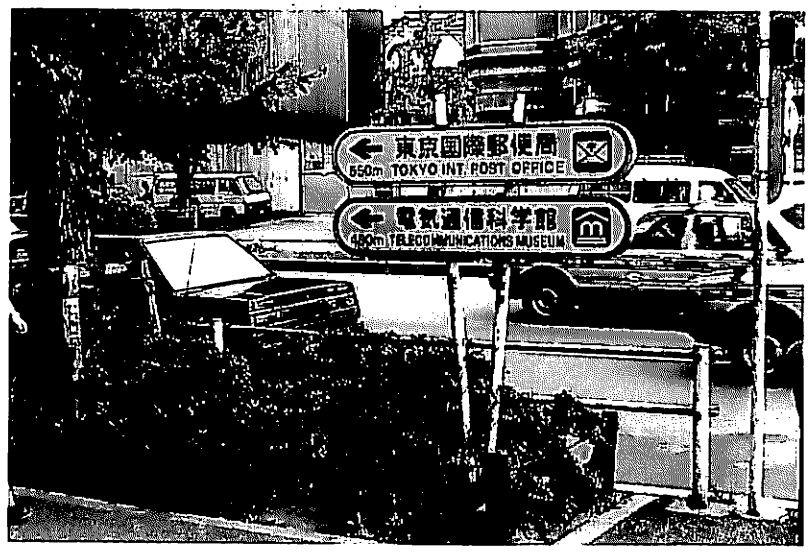

第２章　デザイン

歩行者のための案内標識は、歩行者を目的地に案内するものであり、歩行者がみじかに見るものでもあるため、標識そのものが、いわばまちの顔となる。初めておとずれるまちで見かける歩行者のための案内標識がまちの印象を左右するといっても過言でない。

そこで、標識の整備にあたっては標識本来の機能である安全性、分かりやすさに加えて、美しさ、親しみなどを考慮のうえ、街路の景観を形成するストリートファニチャーとなるようなデザインを考慮することが必要である。

ここでは、標識令に基づく歩行者のための案内標識（114－B）について、製作する上での留意点について述べることとする。

１．標　　識　　板

（1）表示内容

歩行者が、表示案内を見ることによって、自分の目的地の方向と距離を知るためには次の項目を表示すると良い。

①　著名施設名（ローマ字併記）

②　著名施設の方向

③　著名施設までの距離

④　シンボルマーク

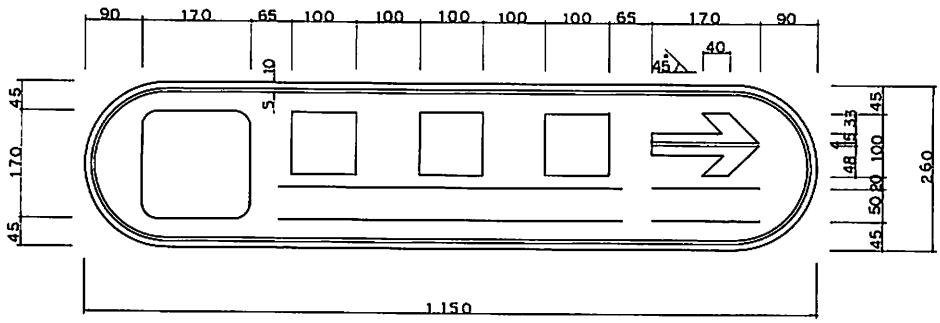
90
170
65
100
100
100
100
100
65
170
90
40
45
10
5
45
170
45
45
33
15
48
100
20
50
45
260
1150

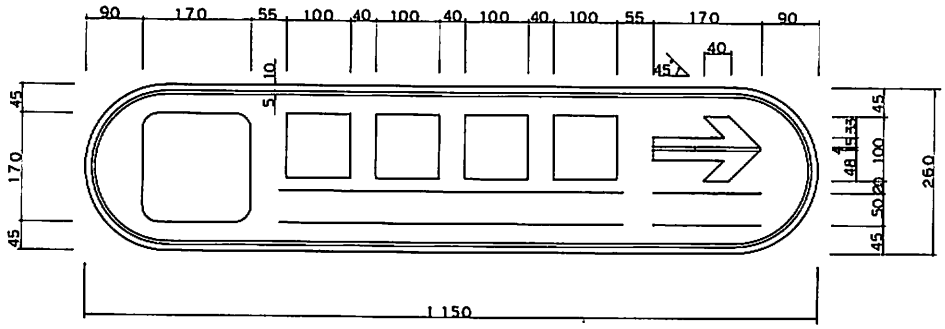
90
170
55
100
40
100
40
100
40
100
55
170
90
40
45
10
5
45
170
45
45
33
15
48
100
20
50
45
260
1150

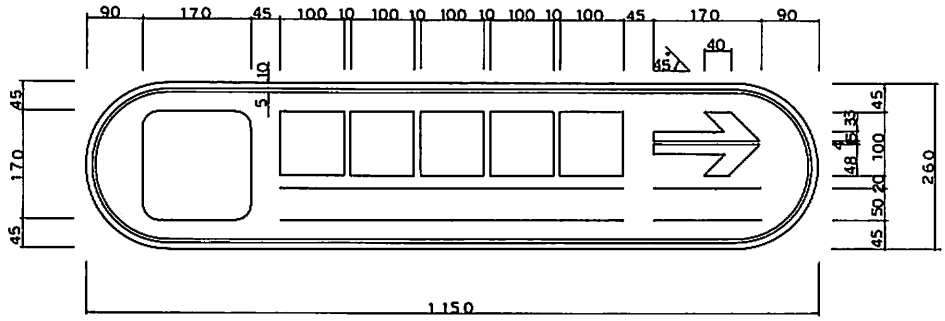
90
170
45
100
10
100
10
100
10
100
10
100
45
170
90
40
45
10
5
45
170
45
45
33
15
48
100
20
50
45
260
1150

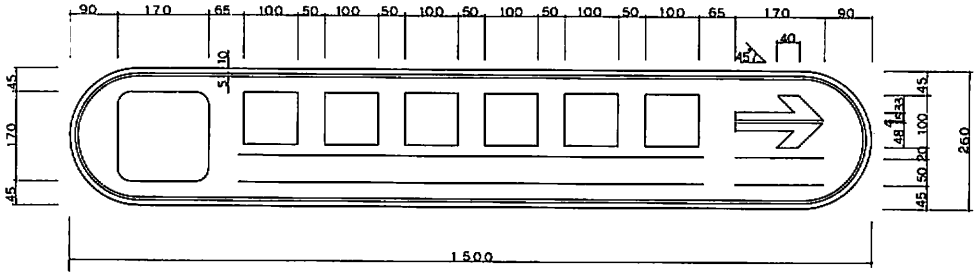
90 170 65 100 50 100 50 100 50 100 50 100 50 100 65 170 90
10
5
45
40
45
170
45
45
48 33
100
20
50
45
260
1500

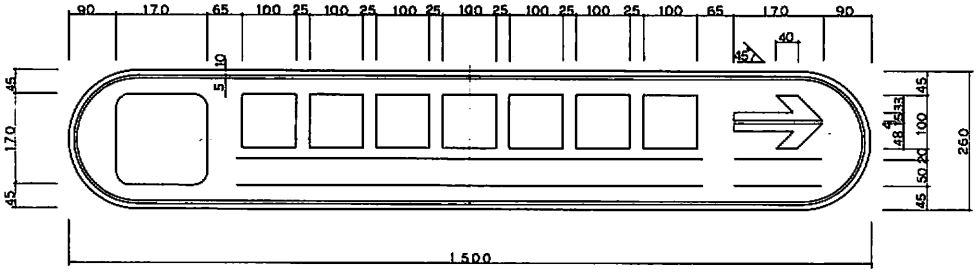
90 170 65 100 25 100 25 100 25 100 25 100 25 100 25 100 65 170 90
10
5
45
40
45
170
45
45
48 33
100
20
50
45
260
1500

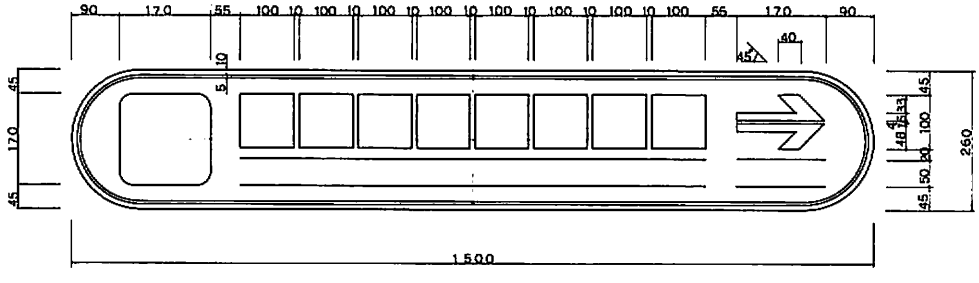
90 170 55 100 10 100 10 100 10 100 10 100 10 100 10 100 10 100 55 170 90
10
5
45
40
45
170
45
45
48 33
100
20
50
45
260
1500

（２）標識板の形状

歩行者のための案内標識板はそれ自体で立派な施設のひとつであるが街路の中で引き立つようなトータルデザインとして考える必要がある。標識令に掲げてある著名地点１１４－Ｂは、他の案内標識と異り、かどがとれた丸みを帯びた形をしており、歩行者に親しみと柔らかな印象を与えるように工夫がされている。

（３）レイアウト

案内する著名施設名は標識板の中央に表示し、著名施設の方向、距離は案内する施設側に、シンボルマーク等はその反対側に標示するよう考慮して、レイアウトするとよい。

また、レイアウトは複数の標識板を併設することが多いため、全体の調和を保ち歩行者の目に違和感を与えないようバランスを考える。

（４）書体（タイプフェイス）

文字は、標識板の中でもっとも大切な要素である。わかりやすく親しみのある書体を選ぶことにより標識に対する印象がかなり異るものである。一般に標識の文字は、このためにわざわざデザインすることは少なく、デザイナーがすでに作った既存の文字を選んで使うことになる。標識の文字は印刷物等で広く使われている写真植字（写植）の技術を使う。写植とは活字の代りに、文章の書いてあるフィルムを必要に応じて取り出し、レンズを通して、拡大あるいは、傾斜、変形をおこなうものである。

歩行者のための案内標識の文字は、一般に漢字及び仮名は写植文字の

ナールDBを使用し、ローマ字及び数字はヘルベチカデミボールドが使用されている。ナール系の文字は丸ゴシック文字の系列に属し、一般道における108系の方面方向の道路案内標識に用いられている。歩行者のための案内標識の文字は白地に青文字を書き、遠くからみると細く見えることから、DBを用いることとする。

文字の形態（縦横）は、通常は縦と横の比が1対1である正体（せいたい）文字を用いるが著名施設名が長く文字数が多く標識板に収らない場合など、止むを得ない場合にかぎっては縦の長さに比べて横の幅を狭くした変形文字を用いるものとする。変形文字は長体（ちょうたい）1番（＝文字の横幅が文字高の90％の文字）、長体2番（＝文字の横幅が文字高の80％の文字）のいずれかとする。

文字高とは、文字そのものの大きさをいうのではなく文字が作りだす空間を含めた大きさ（レターフェィス）をいう。

図－6　書体

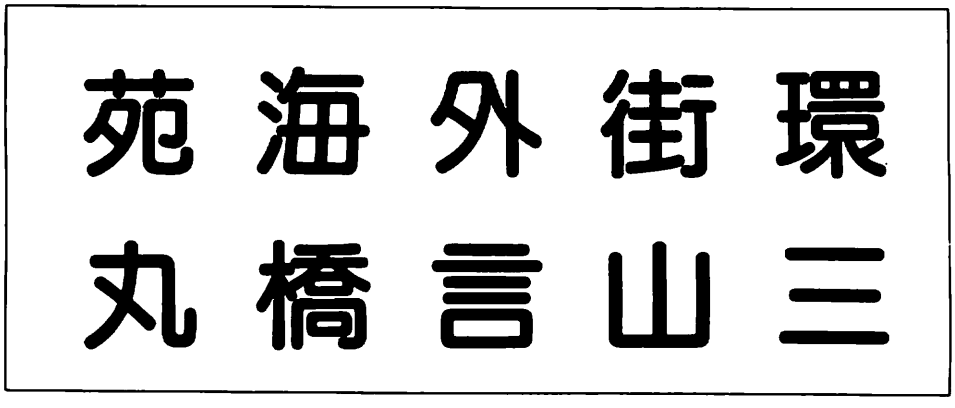

ナールD・B体

苑 海 外 街 環
丸 橋 言 山 三

長体１番（９０％）

苑 海 外 街 環
丸 橋 言 山 三

長体２番（８０％）

ローマ字（ヘルベチカ・デミボールド）

長体１番（大文字）

ABCDEFGHIJK
LMNOPQRSTU
VWXYZ

長体２番（大文字）

ABCDEFGHIJKL
MNOPQRSTUV
WXYZ

長体１番（小文字）

abcdefghijklm
nopqrstuvwxyz

長体２番（小文字）

abcdefghijklmno
pqrstuvwxyz

文字の中心と文字の中心間隔（カウンター）は、漢字、平仮名片仮名の場合は文字の横幅がさほど違わないため、一定としてもおかしくないが、アルファベットでは文字により文字幅が極端に異なる。例えばアルファベットのｉは狭く、ｗは広い。このため、文字の中心間隔を一定にすると、文字によって文字の間が変化し見苦しくなる。そこで文字間隔を変える必要があるが、この間隔（カウンター）いちいち考える必要はなく、写植文字印刷の際の欧文ベタ打ちを標準と指定するものである。

（5）ローマ字（アルファベット）

固有名詞は頭文字の一文字だけ大文字とし、あとに続くつづりは小文字で表記する。英語で表記した普通名詞についても同様に頭文字のみ大文字とし、あとに続くつづりは小文字とする。

Tokyo Hibiya Park

文字高とは、文字そのものの大きさをいうのではなく文字が作り出す空間を含めた大きさ（レターフェィス）をいう。

文字高は、固有名詞の頭文字の大文字の文字高は、日本文字の２分の１とする。日本文字が20cmの場合は10cmとなる。小文字及び固有名詞に続く英語の部分の大文字にあってはその４分の３とする。

文　字	日本文字	アルファベット文字	小文字
文字高	20cm	10cm	7cm

(6) 色　彩

標識の色彩は素地を白色とし、著名施設名及び距離を表す文字は青色で標示する。方向を表す矢印も青色とする。

シンボルマーク（あるいはピクトグラフ）の部分は、青字に白ぬきで標示することを原則とする。特に必要な場合には、他の色を使用してもやむを得ないが、全体の統一感を考えて、多くの色の使用は好ましくない。

標識板の外装部分の色彩は、白色、灰色あるいは茶系色塗装するなどして、まちの景観との調和をはかるようにするとよい。

(7) シンボルマーク

シンボルマーク（ピクトグラフ）の使用にあたっては、オリジナルのもの、あるいは既に一般に公開されているものについては特に問題ないが、登録商標、意匠登録等、著作権にかかわると思われるものについては、使用にあたっては、良く検討する必要がある。（参考資料2.商標著作権についてを参照）

2. 支　　柱

支柱の役割は、標示板を支えるとともに、板と一体になって案内標識をつくるものである。標準的には、二本設置によるが、場合によっては1本、あるいは2本の柱をV字型に組み合わせるとよい。

塗装色は、白または灰色を原則とするが、誘目性の必要がなく、周辺との釣り合いから他の色彩を使用する必要がある場合は明度、彩度の低い色彩を用いるとよい。

3．設　置　形　式

標識支柱に複数の標識板を取り付ける場合には、見た目に美しく、しかも歩行者の解りやすく、標識板の標示内容に合わせて整理して取り付けるよう心がけなければならない。

標識支柱に標識板を取り付けるにあたっては、①柱と板の各々の中心を合わせて（センター合わせ）設置する。②標識板の中心を少しずらして、著名施設の方向を示す矢印をそろえるなどして、取り付け方法に変化を持たせるなどの方法があり、美しくわかりやすい標識となるよう、またまちの景観にあった設置方法を検討するとよい。

ここで、標識板を取り付ける際の標準的な整理方法を定め、設置形式を統一する方法を次にしめす。

① 標示矢印の方向別にグループ分けする。

② 右矢印グループを上部に、左矢印を下部に設置する。

③ 各グループで距離の遠いものを上位置とし、矢印をそろえて設置する。

第 3 章　構　造

歩行者のための案内標識板（114－B）は他の案内標識と異なり、歩行者に対して親しみとやわらかさを与えられるよう、丸みを帯びた形状になっている。標識板の大きさ、支柱、取り付け方法の構造について述べる。

1．構　造

（1）標識板の大きさ

案内する著名施設名等の文字数は、それぞれの施設により異る。このまま標示すると様々な大きさの標識が出来る。「道路標識設置基準・同解説」によると、標識板の基準寸法の大きさは文字数を変数nとした関数になっている（横幅＝1.2×n＋5.2文字高10cmの場合）。このため、表示する文字数により、様々な標示板の大きさが必要となり、標識を何枚か並べたとき、標識全体のバランスをとることがむずかしい。

ここでは、著名施設名の文字数により標識板の大きさ（長さ）をつぎの2種類とすることを提案する。

文字数	大きさ	種　別
3～5	260×1,150	S　型
6～8	260×1,500	L　型

（2）両面表示

歩行者のための案内標識の文字高10cmは、歩道側からみえるとともに、道路の反対側にある標識を判断できる大きさである。このため、歩道に設置するような場合は、標識のたっている場所から見え、なおかつ反対側の歩道からも見えるように両面表示とするとよい。

両面表示を行うためには、片面表示板を背中合わせに取り付ける方法が従来から行われてきた。このような方法は、機能的には満たしているが、取付金具等がむきだしになり、ストリートファニチャーとしてのあたたかさや、柔らかさ、美しさにたいする、配慮に欠ける点があることもいなめない。歩行者のための案内標識は歩行者が身近かにみるだけに、製作にあたってこのような点に対しても十分な配慮が必要である。

両面表示の標識を製作するにあたって、従来の取り付け金具で一つの柱に両側からそれぞれ取り付けると、2枚の表示板の間が開いてしまう。このため、両面式の表示板は、従来のものを2枚合わせるという考え方でなく別に設計したほうがよい。

取り付け方法には従来の方法も含めて、次の方法が考えられる。

① 従来の取り付け金具による方法（両面バンド）……従来型

② 箱をつくって、両面に標示板を組み込み、柱をこれに貫通して直接取り付ける。……ボックス型

③ 一枚の板の両面に標示板をはり直接ボルト等で取り付ける。……一枚型

④ 別に取り付け金具を設計する。……特別取り付け金具型

（3）支柱

支柱は、標識板を壁等の工作物に固定する場合をのぞいて、空中の適当な位置に固定するためのものであり、その構造はしっかりしたものでなければならない。

支柱は、１本の柱を用いた単柱式及び逆Ｌ式、柱を２本以上用いた複柱式があり、これは柱を２本平行にたてる複柱式と根元を一箇所にまとめたＶ字型にわけることができる。

① 単柱式

構造が簡単で、場所も取らないため、路側にたてる標識の基本形である。また、部品の数も少なく取り付け方法が簡単であるが、一本の柱で支える標示板の面積が大きくなると、細い柱では支え切らずに太くなるとともに、柱に比べて頭が重たい感じとなるため、標識の枚数の少ない小型の場合に適する。

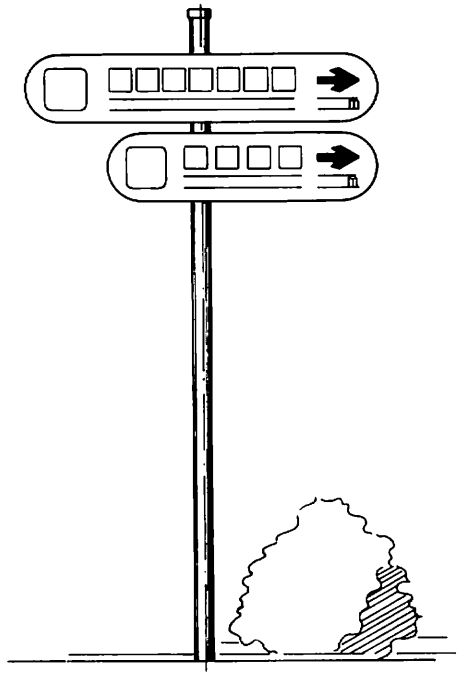

② 逆L型

大型の案内標識にみられるように、頭の上に張り出す場合に都合がよい設置方法である。頭の上に標示板がくるために目に着きやすくまた、道路に直角方向にある著名施設の案内標示がしやすい。しかし、歩道が狭いところや沿道の商店の袖看板が多いところなどかえって雑多な感じになる恐れがある。また、標示も一枚が基本となる。

なお、歩道が無いような所に設置する場合は、両面標示板を設置する必要が無いが、歩行者案内システムをたまたま歩道の無いところにも設置する必要があったと考え、他の両面標示板と同じデザインにするとよい。

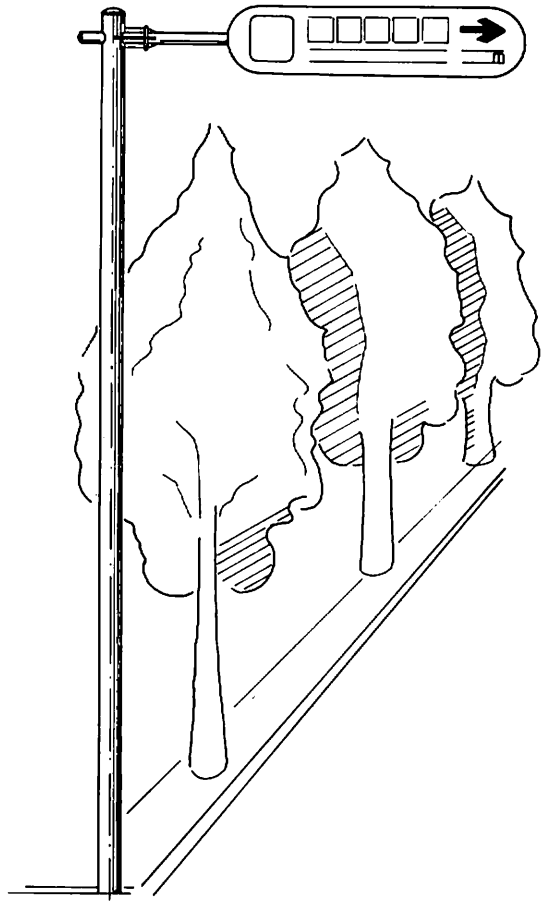

③　複柱式

見た目にも、物理的にも安定性は非常に高い。このため複数の標識板を一箇所に設置できる。柱の径は単柱式より細くなるが、柱2本分の基礎がいるため足まわりのスペースがたくさん必要となる。

④　V字型

複柱式の欠点を改良する方法の一つの形状である。すなわち、複柱による安定性を求めながら、足もとで一箇所でまとめたため、足まわりが整理でき基礎工事が一箇所ですむという利点がある。

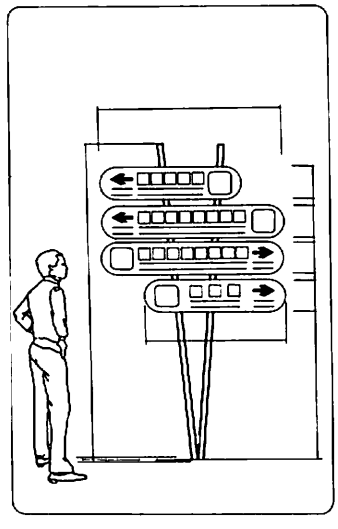

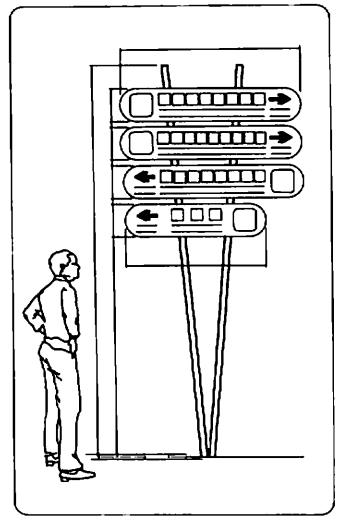

2．材　　料

標識は標示板、支柱及び取り付け金具の各部分からなりたっており、つぎの規定に適合する材料を使用することが望ましい。

（1）標示板

標示板は基板、補強金具、並びに標示シートで構成されている。

A．基板は耐久性にすぐれ軽量であるアルミニウム合金板（JIS H4000,A5025P）を用いる。

B．補強金具とは、用板が風荷重や振動で変形するのを防ぎ、一定の大きさの形状を作るために補強材として、基板の大きさ、厚さに応じて基板の裏面または縁等に補強の為に取りつける金具である。一般的には図に示すようなアルミニウムスライドチャンネル（JISH4100,A6063S.T_6）に規定されているものが適当である。

C．標示シートは、一般的には視認性並びに耐久性を考慮し高輝度反射シートを使用する。

歩行者は自動車のように光源を持たないため、近くに適当な光源があれば必ずしも反射シートである必要はない。しかし、街路灯、商店の明かり等の背景からのわずかな光で良く見え、耐久性があり、維持管理が容易な高輝度反射シート（カプセルレンズ型六角柱）を用いるのが一般的である。

標示板の製作上の注意点を次にのべる。

① 反射シートは容易に切断することができ、曲面や凹凸になじむよう、柔軟性を有するもので無ければならない。また、

透明および不透明のインクを使用して、印刷できるものでなければならない。

② 標示板の表面を完全に脱脂洗浄し、乾燥したのち、反射シートを貼り付けるものとする。

③ 反射シートの貼り付けは、真空式加熱圧着機を使用し、反射シートのひずみ、しわ、ふくれなどがないものとする。

④ 素地の反射シートを上記方法で貼り付けた後、文字、記号などを反射シートに貼り重ねるか、適当なインクにより、シルクスクリーン印刷するものとする。

⑤ 反射シートを2枚以上接続して貼り付ける場合は、昼夜間ともに同じ色調、輝度を有する反射シートを使用するものとする。この場合、接合部は、5mm以上重ね合わせて貼り付けるものとする。

⑥ 反射シートに印刷する場合は、反射シートに製造会社の指定するクリアスプレーまたは、ロールコーティング法によって被覆するものとする。

⑦ 高輝度反射シートの反射性能の基準は「道路標識設置基準・同解説」に掲げてあるのでここではその値を示す。

反射輝度　　(単位：キャンドル／ルックス／平方メートル)

観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
12'	5° 30°	250 150	170 100	45 25	45 25	20 11
20'	5° 30°	180 100	122 67	25 14	21 12	14 8
2°	5° 30°	5 2.5	3 1.8	0.8 0.4	0.6 0.3	0.3 0.1

(2) 支柱

支柱の材料は防錆鋼管が一般的であるが、錆びにくいアルミニウム管を使う例も増えてきている。

A. 鋼管

強度があり、加工性のよい一般構造用炭素鋼鋼管（JIS 3444）を十分防錆処理して使用する。

B. アルミニウム管

耐食性があり、形成加工も比較的容易で軽量なため施工もしやすい。小形標識に適している。

C. 取り付け金具

標示板と支柱を固定するための金具であり、基板の補強金具の形状と支柱の形状によって様々な形態が考えられている。一般的にはM座金具があるが、外観を考慮してボックス型のUボルトが望ましい。

(3) 防錆処理

鋼管柱並びに取り付け金具は十分な防錆処理を行う必要がある。

A. 鋼管に溶融亜鉛めっき（付着量150g／㎡以上）を施し、燐酸塩処理などを行い、ポリエステル樹脂（膜厚60μm以上）を粉体塗装したもの。

B. 鋼管に下地処理を行い、接着剤を塗布して塩化ビニル（膜厚400μm以上）を流動浸漬法で被覆したもの。

C. 鋼管に下地処理を行い、低密度ポリエチレン（膜厚1,700μ

m以上）を押出法で被覆したもの。

D．鋼管に熔融亜鉛めっき（付着量550g／㎡以上JISH8641の2種HDZ55）を施した亜鉛めっき地肌のもの（この場合管の肉厚は3.2mm以上が望ましい）

E．鋼板製の取り付け金具は、熔融亜鉛めっき（付着量350g／㎡以上）を施したものとする。

3．設　　計

設計計算は「道路付属物の基礎について」（昭和50年7月15日付,建設省道企発第52号建設省道路局企画課長通達）によるものを基準とするが「道路標識設置基準・同解説」を参考とするとよい。又標識板の大きさ,支柱の形状,道路の状況が変わった場合は別途計算する必要がある。

その場合の計算方法は種々あるが、次の条件を基準として計算することが望ましい。

（1）荷重

道路標識の設計外力としては、固定荷重と風荷重を考慮する。

A　固定荷重

標識板単位面積当り重量――――――――――――――――20kg／㎡

B　風荷重

$$Po=\frac{1}{16}\cdot V\cdot CD$$

Po――――――有効投影面積当り風荷重（kg／㎡）

V――――― 設計風速（路側式・複柱式）40m／sec

CD――――――――――――抗力係数　　支柱＝0.7

標識板＝1.2

以上から単位面積当り風荷重は次のようになる。

支　柱＝70kg／㎡

標識板＝120kg／㎡

(2) 許容応力度

許容応力度は「鋼構造設計基準」(日本建築学会発行)によるが、風荷重に対しては短期応力と考え、長期許容応力度の1.5倍とする。

又許容地耐力度は長期許容地耐力度(5t／㎡)の2倍の10t／㎡とする。

(3) 基礎

基礎の算定は「道路標識設置基準・同解説」(社団法人日本道路協会発行)により、基礎の大きさは次のとおりとする。

基礎の算定には次の条件を考慮したものとする。

◎　基礎周辺地盤はN値10程度の砂質地盤で、地盤反力係数は深さとともに増大するものと考え、三角形分布を採用する。

◎　基礎前面地盤の単位体積重量1.7t／㎥とし、受働土圧係数3.53とする。

但し、底面地盤のせん断低抗力は無視する。

◎　標識の取り付け方法は固定構造とする。

４．設　計　計　算　例

ボックス型両面板４枚を取り付ける場合を例にとる。

（１）概要図

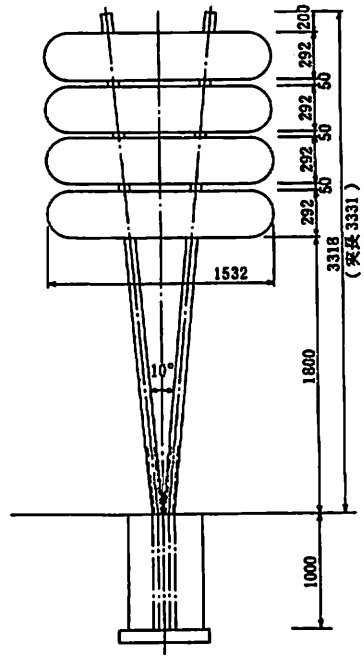

（２）設計条件

１）固定荷重

標識板　（実重量　15kg）　W1　～4　＝20kg／1BOX

柱　　STK51－60.5 φ ×3.8　W＝5.31kg／m

２）風荷重

風速　　V＝40m／sec

風力係数　板に対し　　C1　＝1.2

　　パイプに対し　C2　＝0.7

風圧力　$P_1 = \frac{1}{16} \times 1.2 \times 40^2 = 120kg/m^2$

$P_2 = \frac{1}{16} 0.7 \times 40^2 = 70kg/m^2$

3）許容応力度

鋼構造設計基準（日本建築学会）に準ずる。

4）許容応力の割増し

長期に対する短期許容応力の割増しは1.5倍とする。

（3）支柱応力の算定

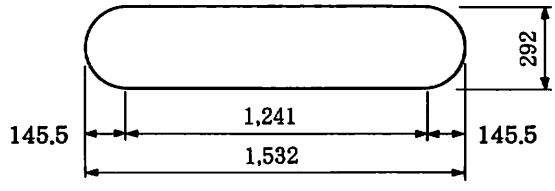

$A = 1.241 \times 0.292 + (0.1455)^2 \times \pi = 0.429\ m^2$

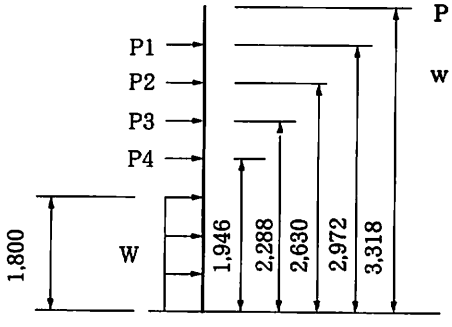

P1 ～4 = 0.429 m² × 120kg／m² ≒ 52kg

w × 2本 = 0.0605m × 70km／m² ≒ 9kg／m

支柱地際部の鉛直力

標識板　$W_{1\sim4}$ = 20kg／1BOX　W_a = 20kg × 4BOX = 80kg

支柱（ℓ = 3331）　W_b = 5.31kg／m × 3.331m × 2本

≒ 36kg

$\Sigma W = 116kg$

支柱地際部の水平力

標識板　$P_{1\sim4} = 52kg$　　$Pa = 52kg \times 4枚 = 208kg$

支柱（$\ell = 1800$）　　$Pb = 9kg/m \times 1.8m = 16kg$

$\Sigma P = 224kg$

支柱地際部の曲げモーメント

$M = P_1 \times 2.972 + P_2 \times 2.630 + P_3 \times 2.288 + P_4 \times 1.946 + P_5 \times$

$= 52 \times (2.972 + 2.630 + 2.288 + 1.946) + 16 \times$

$= 526kg \cdot m$

（4）支柱断面の検定

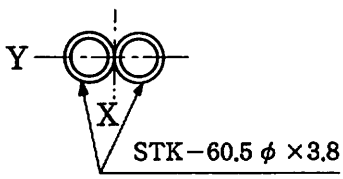

2－STK－60.5 φ ×3.8を使用すれば

$A = 6.769cm^2$　$Zy = 9.03cm^3$　$i = 2.01cm$

座屈長は、標識板を4枚取付けた場合の中心から、GLまでの距離とする。

$\ell k = 245.9 \times 2 \fallingdotseq 492cm$

$$\lambda = \frac{492}{2.01} = 245 \rightarrow fc \fallingdotseq 159kg/cm$$

$$\sigma c = \frac{\Sigma W}{2A} = \frac{116kg}{2 \times 6.769cm^2} \fallingdotseq 9kg/cm$$

$$\sigma bc = \frac{M}{2Z} = \frac{52600kg \cdot cm}{2 \times 9.03cm^2} \fallingdotseq 2913kg/cm$$

$$\frac{9kg/cm^2}{159kg/cm^2} + \frac{2913kg/cm^2}{3000kg/cm^2} = 1.0 \leqq 1$$

（5）基礎の算定

「道路標識設置基準・同解説」付表－5,6,

7より

H＝ΣP＝224kg＝0.32t

M＝526kg・m＝0.53t・m

（1案）0.4m×0.4m×1.6m（1.12m）

（2案）0.5m×0.5m×1.4m（0.98m）

（3案）0.6m×0.6m×1.2m（0.84m）

尚、（ ）内寸法は、基礎のまわりを舗装してある箇所に設置する場合、舗装による拘束効果が期待できるので基礎の深さを70％まで低減しても良く、その値を記入してある。

材　料　表

a. L型標識板 (292×1532)

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ (mm)	単位重量 (Kg/m²)	1個分重量 (Kg)	数量	重量 (Kg)	摘要 (材質)
BOX (外枠)	AL		2,507	1.784	4.472	1	4.47	
〃	〃		890	1.784	1.588	1	1.59	
〃	〃	t=2.8	(64×1100)	7.616	0.536	2	1.07	▲
継手	〃	L−47×19×2	(66×200)	5.440	0.072	4	0.29	
内カバー支持材	〃	[−64×65×2	(192×282)	5.440	0.298	2	0.6	
内カバー	〃	t=1.2	(239×1230)	3.260	0.958	2	1.92	
L型補強材	〃	L−20×20×3	1,230	0.301	0.370	4	1.48	
ボルト座金	〃	t=4	(44×120)	10.880	0.057	2	0.11	
						小計	9.39	Kg
標識板	AL	t=2.0	(260×1500)	5.440	2.043	2	4.09	
取付材	〃	FB−30×3	(30×268)	8.160	0.066	8	0.53	
〃	〃	L−15×15×2	30	0.152	0.005	8	0.04	
						小計	4.66	Kg
						合計	14.10	Kg
六角ボルト		M5	40			8		
ポップナット		M5				8		
ブラインドリベット		4φ				48		
U BOLT		M10 (RB10)	194			2		ナット,ワッシャー含む

材　料　表

b.　S型標識板　(292×1182)

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ (mm)	単位重量 (Kg／m²)	1個分重量 (Kg)	数量	重量 (Kg)	摘要 (材質)
BOX（外枠）	AL		2,157	1.784	3.848	1	3.85	
〃	〃		540	1.784	0.963	1	0.96	
〃	〃	t=2.8	(64×750)	7.616	0.366	2	0.73	▲
継手	〃	L−47×19×2	(66×200)	5.440	0.072	4	0.29	
内カバー支持材	〃	[−64×65×2	(192×282)	5.440	0.298	2	0.6	
内カバー	〃	t=1.2	(239×880)	3.264	0.686	2	1.37	
L型補強材	〃	L=20×20×3	880	0.301	0.265	4	1.06	
ボルト座金	〃	t=4	(44×120)	10.880	0.057	2	0.11	
						小計	7.51	Kg
標識板	AL	t=2.0	(260×1150)	5.440	1.548	2	3.10	
取付材	〃	FB−30×3	(30×268)	8.160	0.066	8	0.53	
〃	〃	L−15×15×2	30	0.152	0.005	8	0.04	
						小計	3.67	Kg
						合計	11.51	Kg
六角ボルト		M5	40			8		
ポップナット		M5				8		ナット含む
ブラインドリベット		4φ				48		
U BOLT		M10 (RB10)	194			2		ナット,ワッシャー含む

材　料　表

c 標 識 柱

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ (mm)	単位重量 (Kg／m²)	1個分重量 (Kg)	数量	重量 (Kg)	摘要 (材質)
柱 P － 1		板下寸法 L=1800		標識板4枚取付用				
		〃	L=1800		〃 3枚	〃		
支柱	STK	60.5 φ ×3.8	4,313	5.31	22.902	2	45.80	
継材	PL	3.2	(100×300)	25.12	0.754	2	1.51	
〃	BOLT	M12	90		0.128	4	0.51	
					合計		47.82	Kg
柱 P － 2		板下寸法 L=1800		標識板2枚取付用				
		〃	L=1800		〃 1枚	〃		
		〃	L=1200		〃 4枚	〃		
		〃	L=1200		〃 3枚	〃		
支柱	STK	60.5 φ ×3.8	3,710	5.31	19.700	2	39.40	
継材	PL	3.2	(100×300)	25.12	0.754	2	1.51	
〃	BOLT	M12	90		0.128	4	0.51	
					合計		41.42	Kg
柱 P － 3		板下寸法 L=1200		標識板2枚取付用				
		〃	L=1200		〃 1枚	〃		
支柱	STK	60.5 φ ×3.8	3,008	5.31	15.972	2	31.94	
継材	PL	3.2	(100×300)	25.12	0.754	2	1.51	
〃	BOLT	M12	90		0.128	4	0.51	
					合計		33.96	Kg

材　料　表

d 基　礎

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ (mm)	単位重量 (Kg)	1個分重量 (Kg)	数量	重量 (Kg)	摘要 (材質)
基礎寸法		500×500 ×10						
		コンクリート	500×500 ×1000			1	0.250	㎥
		クラッシャーラ	600×600 ×100			1	0.036	㎥
		型枠	500×1000		0.50㎡	4	2.000	㎥
基礎寸法		500φ×1000（スパイラルダクト使用）						
		コンクリート	500φ×1000			1	0.196	㎥
		クラッシャーラ	600×600 ×100			1	0.036	㎥
		スパイラルダク	500φ			1	1.000	㎥

参　考　資　料

1．ローマ字（英文）表記の例

著名施設を英語でこのように表記しなければならないというきまりはない。そこで各地でどのように表記しているかの事例を集めた。

引用先は（ ）で示した。

（1）交通機関
（駅、バスターミナル、市場、流通センター、港湾、空港）

駅　Station省略形はSta.

有楽町駅　Yurakucho Sta.（東京都）

お茶の水駅　Ochanomizu Sta.（東京都）

こまざわ大学駅 Komazawadaigaku Sta.（東京都）

＊「こまざわ大学駅」は固有名詞であるから大学をUnivercityとは書かずに、読みの通りにdaigakuと書く。」

市場 Market

中央卸売市場 Central Wholesale Market（東京都）

中央卸売市場板橋市場Itabashi Market（東京都）

＊「組織的には中央卸売市場の板橋分室であるが一般には板橋市場の名前でとおっている。」

埠頭 Wharf

桟橋 Pier

竹芝桟橋 Takeshiba Pier（東京都）

空港 Airport

羽田空港 Haneda International Airport（東京都）

＊羽田空港の正式名称は羽田国際空港。

「英語で書くならこのように書く」と施設管理者から申し出があることがあるので固有名詞には注意を要する。

(2) 文化施設

公園 Park

日比谷公園 Hibiya Park (東京都)

昭和記念公園 Showa Memorial Park (建設省)

庭園 Garden

清澄庭園 Kiyosumi Garden (東京都)

六義園 Rikugien Garden (東京都)

Rikugi Gardenと書くと日本人にわかりづらい。

遊園地 Amusement Park, Recreation Ground

豊島園遊園地 Toshimaen (東京都)

後楽園遊園地 Korakuen Amusement Park (ジャパンタイムス)

動物園 Zoo, Zoological Gardens

上野動物園 Ueno Zoological Gardens (東京都)

＊上野動物園は幾つかのブロックにわかれている。

多摩動物公園Tama Zoological Park

＊公園の中に動物の檻があり、散策しながら、動物をみて楽しむ公園である。

王子動物園 Oji Zoo (神戸市)

植物園 Botanical Park (Garden)

神代植物公園 Jindai Botanical Park (東京都)

平良市亜熱帯植物園 Hirara Tropical Garden (沖縄県)

水族館 Aquarium

須磨水族館 Suma Aquarium（神戸市）

霊園、墓地 Cemetery（共同墓地を指す）

多摩霊園 Tama Cemetery（東京都）

谷中墓地 Yanaka Cemetery（東京都）

博物館 Museum

単に博物館といえばMuseumであるが、一般的には科学博物館のように前に博物館の性質をつけることが多い。このため、英語表示もSeience Museum、美術館は、Art Museumというように書く場合が多い。

国立科学博物館 National Sience Museum（東京都）

交通科学館 Modern Transportation Museum（大阪市）

高尾自然科学博物館 Takao Museum of Natural History（東京都）

見晴台考古資料館 Miharashidai Archeological Museum（名古屋市）

郷土館、資料館

武蔵野郷土館 Musashino Folklore Museum（東京都）

諸見民芸館 Moromi' Folkcraft Museum（沖縄県）

歴史民族資料館 Historical Folklore Museum（東京都）

文化財資料展示室 Cultural Properties Museum（東京都）

国立公文書館 National Archives（東京都）

美術館 Art Gallery Museum, Museum of Arts

国立近代美術館 Tokyo National Museum of Modern

Arts（東京都）

藤田美術館 Fujita Museum of Art（大阪市）

福岡市美術館 Fukuoka Art Museum（福岡県）

東京都美術館 Tokyo Metroplitan Art Gallery（東京都）

絵画館 Picture Gallery

明治神宮絵画館 Meiji Memorial Picture Gallery（東京都）

図書館 Library

仙台市図書館 Sendai City Library（仙台市）

東京都中央図書館 Tokyo Metropolitan Central Library（東京都）

日比谷図書館 Hibiya Library（東京都）

公会堂 Public Hall

日比谷公会堂 Hibiya Public Hall（東京都）

公民館 Public Hall, Community Center

市民会館 Civic hall

市立教育会館 Education Center（大阪市）

大阪共済会館 Osaka Kyosai Kaikan（大阪市）

文化会館

東京文化会館 Tokyo Metroplitan Festival Hall

劇場 Theater

新橋演舞場 Sinbashi Enbujo Theater

歌舞伎座 Kabukiza Theater

日生劇場 Nissei Theater

(3) 名所、旧跡

神社 Shurine

靖国神社 Yasukuni Jinja Shurine (東京都)

日枝神社 Hiejinja Shurine (東京都)

明治神宮 Meijijingu Shurine (東京都)

仏閣、寺院 Temple, Church, Cathedoral

泉岳寺 Sengakuji Temple (東京都)

神田明神 Kandamyojin Temple (東京都)

ニコライ堂 Nicolai Cathedoral (東京都)

湯島聖堂 Yushima Church (東京都)

目黒不動 Meguro Fudo (東京都)

史跡 Memorial, Historical Spot (site)

武蔵国分寺跡 Musashi Kokubunji Temple Memorial (東京都)

＊Memorialとは記念碑、記念物

城跡 The Ruin of Castle, The Site of Ancient Castle

延岡城址 Nobeoka Castle Ruins (宮城県)

今帰仁城址 Nakijin Castle Site (沖縄県)

墓 Grave, Tomb

将門首塚 Masakado Tomb (東京都)

端鳳殿 Zuihoden Mausoleum (仙台市)

貝塚 Shell Mound

大森貝塚 Omori Shell Mound

墓碑 Gravestone, Tombstone

記念碑 Monument

古戦場 Ancient Battlefield, Old Battlefield

川中島古戦場 Kawanakajima Old Battle Field

(長野県)

(4) 観光地

展望台 Observation Platform

只狩山展望台 Tadakariyama Observatory (長崎県)

タワー Tower

大阪タワー Osaka Tower

洞窟 Cave, Cavern (大きな洞窟)

玉泉堂 Gyokusendo Cave (沖縄県)

しょう乳洞 Limestone Cave (cavern)

沼 Marsh, Swamp,Bog

湖 Lake

諏訪湖 Lake Suwako (長野県)

竜潭池 Ryutan Pond (長野県)

千刈水源地 Sengari Reservoir (兵庫県)

滝 Waterfall, Cascade (分かれ滝)

白糸の滝 Shiraitonotaki Fall (長野県)

うのこの滝 Unoko Falls

谷 Valley

赤池渓谷 Akaike Gorge (宮崎県)

地獄谷 Jigokudani Valley (長野県)

名木 An Old Tree of Historical Interest

河川 River

堀川 Horikawa River（名古屋市）

淀川 Yodo River（大阪市）

橋 Bridge

清洲橋 Kiyosubashi Bridge（東京都）

仲の瀬橋 Nakanose Bridge（仙台市）

峠 Pass

満地峠 Manji Pass（東京都）

地蔵峠 Jizotoge Pass（宮崎県）

ダム Dam

高瀬ダム Takase Dam（長野県）

（5）公共的施設

大使館 Embassy

日本大使館 Japanese Embassy

県庁 Prefectural Office

宮城県庁 Miyagi Pref. Office

市役所 City Office

千代田区 Chiyoda Ward Office

練馬区 Nerima City Office

品川区 Shinagawa Barough Office

仙台市役所 Sendai City Hall（仙台市）

出張所 Branch Office

沢井出張所 Sawai Branch Office（東京都）

簡易裁判所 Summary Court

郵便局 Post Office

消防署 Fire Station

警察署 Police Station

税務署 Taxation Station

老人ホーム Home for The Aged, Old People Home

東村山老人ホーム Higashimurayama Home for the Aged（東京都）

市立老人福祉センター Municipal Welfare Center for Senior Citizens（大阪市）

保育園 Nursery

柴崎保育園 Shibasaki Nursery

福祉会館 Welfare Health Center

勤労福祉会館 Woker's Health Center

病院 Hospital

荏原病院 Ebara Hospital

国立小児病院 National Children's Hospital

青梅総合病院 Ome Central Hospital

国立療養所 National Sanatorium

東京大学付属病院 Univ. of Tokyo Hospital

保健所 Health Center

梅ヶ丘保険所 Umegaoka Health Center

学校School

大塚職業訓練学校 Otsuka Advanced Vocational Training School

新宿看護専門学校 Shinjuku Nursing School

養護学校 Protective Care School

文京盲学校 Bunkyo School for Blind

(6) 体育施設

スポーツセンター Sports Center

新宿体育館 Shinjuku Sports Center (東京都)

体育館　総合体育館 Gymnasium

多摩スポーツ会館 Tama Sports Hall (東京都)

江東区スポーツ会館 Koto Sports Bldg.(ジャパンタイムス)

運動場 Sports Ground

陸上競技場 Track&Field Ground

国立競技場 National Stadium

大阪城運動場 Athletic Ground

野球場 Baseball Ground

柴又野球場 Shibamata Baseball Ground (東京都)

神宮球場 Jingu Ball Park (東京都)

プール Swimming pool

神宮プール Jingu Swimming Pool (東京都)

海水浴場 Beach

弘法浜 Kobo Beach (東京都)

須美江海水浴場 Sumie Beach (宮崎県)

釣り場

キャンプ場 Camp Site

ユースホステル Youth Hostel

東京国際ユースホステル Tokyo International Yourth Hostel（東京都）

2．商標、著作権について

（1）商標について

文字、図形、記号もしくはこれらの結合または、これらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、加工し、照明し、または譲渡する者がその商品について使用する標章（マーク）をいい、とくに商標法に従って登録されたものを登録商標という。

［商標法］商標を保護することにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、会わせて需要者の利益を保護することを目的としている。商標の登録を受けようとするものは、一定の事項、ことに政令で定める商品の区分内で商標を使用する1または2以上の商品指定を記載した願書に、登録を受けようとする商標を標示した書面および必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない、（第5条、6条）。審査をへて商標の設定登録がされたときには、その指定した商品につき、その商標を独占的、排他的に使用する商標権を取得する（第25条、30条）。

商標として登録されるためには、それが文字、図記号もしくはこれらの結合またはこれと色彩との結合による商標であって特別顕著なものでなければならない。（第3条）

（2）著作権について

芸術、学術、美術ならびに音楽の範囲に属する精神的創造物を著作物という。著作者は、自分の著作物を複製、翻訳、映画化し、あるいは放送、興行等に経済上排他的に持っている。これを著作権といい、また著

作財産権ともいう。

著作者は、これをこの著作財産権のほかに著作者たるの資格において、その著作物の人格的利益を維持する権利、すなわち著作人格権を有する。人格権は、著作者そのものに所属する絶対的権利であって移転性ではない。ゆえにその著作物については、なんびとも著作者に無断で著作者の氏名、称号や題号、その内容や表現を改変することを許されない。以上の著作財産権と著作人格権とをあわせて広義に著作権という。

「出典　平凡社世界大百科辞典」

歩行者案内に用いるシンボルマークはどのように考えれば良いだろうか。

著作権協会ならびに通産省特許庁工業所有権相談所に聞いた結果次のような意見をいただいた。

「著作権は著作物についてあてはまり、デザインは含まれないと考える。美術、工業工芸品など一品製作のものが対象である。理論的にはデザインには著作権は発生しないと考えられている。」

「また、シンボルマークを意匠登録または商標として登録し第三者に対抗することができるようにするためには、ワッペンのようなものの形をとることが必要である。これは、意匠登録があくまで物品の総体にたいしてなされるものであるからであり、なおかつ新規性、創造性で他を択越しなければならない。」

しかし、われわれが、既存のシンボルマークを利用する場合は、デザイナーにたいする道義的な問題もあり、闇雲に引用することはつつしみたいものである。

意匠登録されたものは、次の様に意匠公報によって告示することになっている。

日本国特許庁

昭和54.11.9発行　**意匠公報**（S）　22-20

516294　出願 昭 51.8.4　意願 昭 51－30698　登録 昭 57.7.31

創作者　水谷元彦　東久留米市滝山4丁目9番10号

意匠権者　社団法人日本温泉協会　東京都千代田区丸の内1丁目8番3号

代理人弁理士　中村稔　外4名

意匠に係る物品　表示板

説明　左側面図は右側面図と、底面図は平面図と同一にあらわれる

正面図

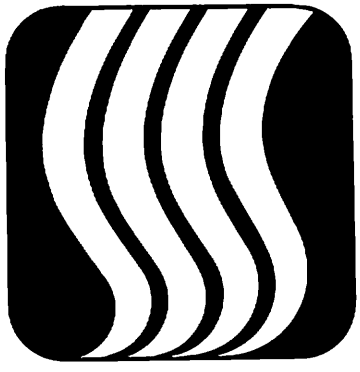

背面図

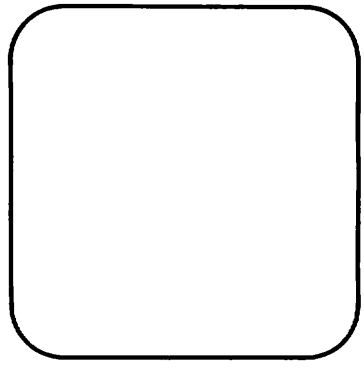

平面図

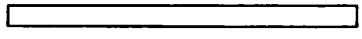

右側面図

3.シンボルマーク、ピクトサインの例

新たにシンボルマーク（ピクトグラフ）を描く場合、その施設が持つ機能を良く理解して、ビジュアルな絵を描くと良い。マークはできるだけシンプルで明解なものにすることがサインの可読性を高めるためによい。

交通施設：駅、バスターミナル、市場、流通センター、
港湾、空港

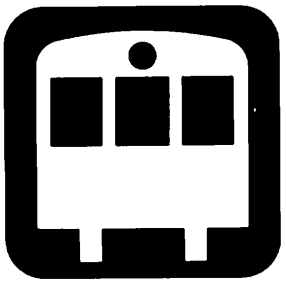

駅

国鉄・私鉄の駅案内

港湾

船舶発着場、港湾、
漁港等の案内

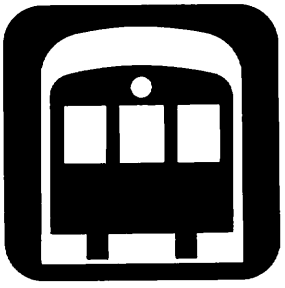

駅　（地下鉄）

地下鉄の駅案内

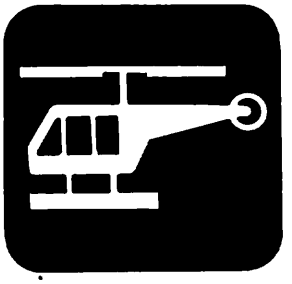

ヘリ・ポート

ヘリコプターの
発着場の案内

空港

飛行場・空港の案内

市場

青果市場の案内

空港

市場

魚市場の案内

港湾

船舶発着場、港湾、
漁港の案内

文化施設：公園、遊園地、動物園、植物園、霊園、墓地、博物館、美術館、絵画館、図書館、資料館、公会堂、文化会館、劇場

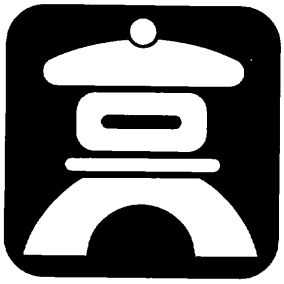

庭園

庭園及び庭園を主とする公園等の案内

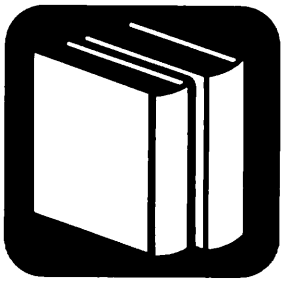

図書館

公園

児童遊び施設を持つ公園の案内

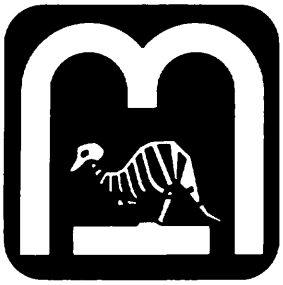

博物館

公園

緑樹の多い公園の案内

博物館

動物園

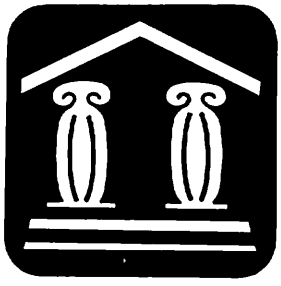

博物館・美術館

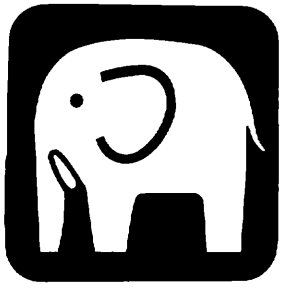

動物園

美術館

名所・旧跡：神社、仏閣、寺院、教会、史跡（城跡、墓、貝塚、碑、古戦場）

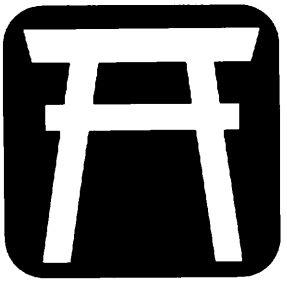

神社

教会

寺院

寺院

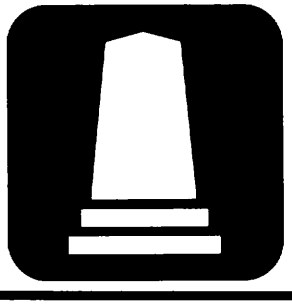

墓、貝塚、碑

史跡・古戦場

観光地：展望台、タワー、洞窟、沼、池、湖、滝、谷、名木、その他の名所

公共（的）施設：大使館、公的地方のサービス機関、病院、学校、身障者用施設、警察署、消防署、郵便局、電話局、ホテル、ユースホステル、国民宿舎

池、沼

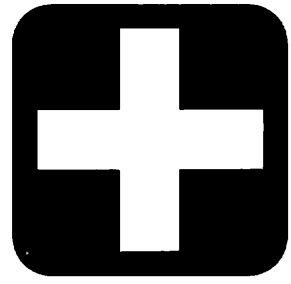

病院

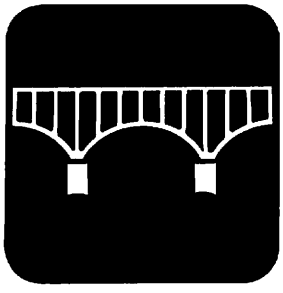

橋

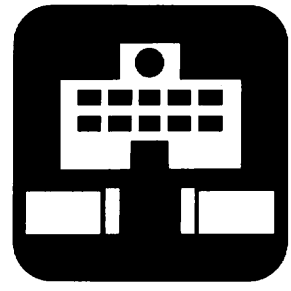

学校

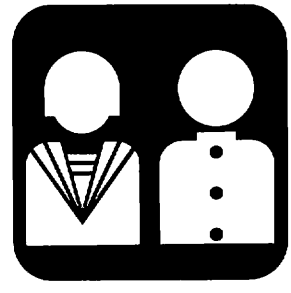

学校

中学校、高等学校の案内

区役所等

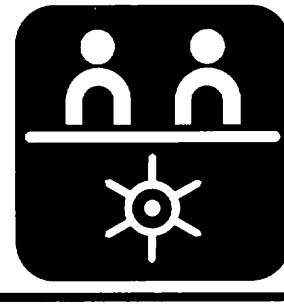

区役所等

区役所等

福祉施設

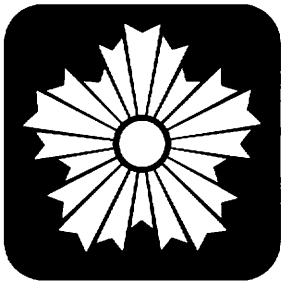

警視庁・警察署

警察章をデザインしたもの

福祉施設、
身障者マーク

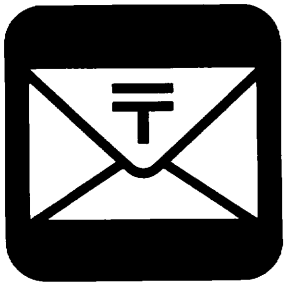

郵便局

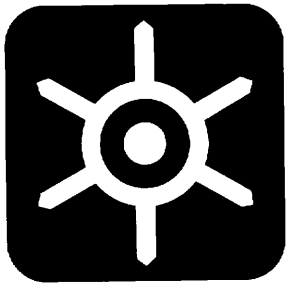

東京都

東京都庁等の都の代表的施設の案内

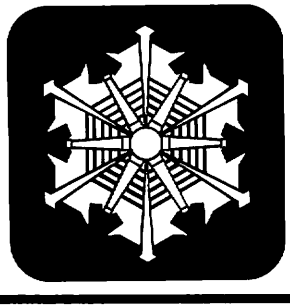

消防庁・消防署

千代田区

千代田区役所等の千代田区の代表的施設の案内

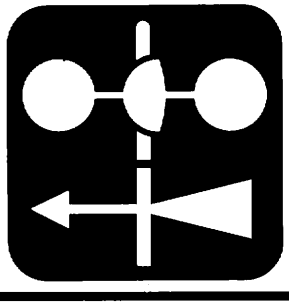

気象庁・測候所

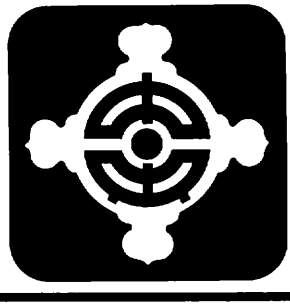

中央区

中央区役所等の中央区の代表的施設の案内

体育施設：体育館、運動場、海水浴場、釣場、ハイキングコース、サイクリングコース、キャンプ場（山小屋）、青年の家

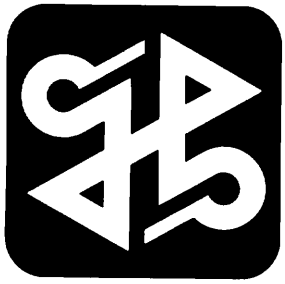

新宿区

新宿区役所等の新宿区の代表的施設の案内

体育館

総合体育館、総合運動場の案内

体育館

運動場

競技場、運動場、総合グランド等の案内

野球場

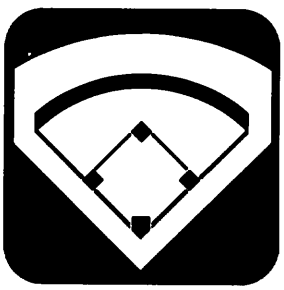

野球場

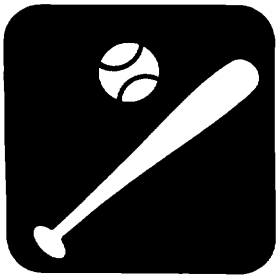

野球場

ハイキング
コース

プール・
海水浴場

プール、水球場、海水浴場
等の案内

キャンプ場

武道館

サイクリング
ロード

自転車道、サイクイング
コース等の案内

ユース
ホステル

国際統一シンボルマーク

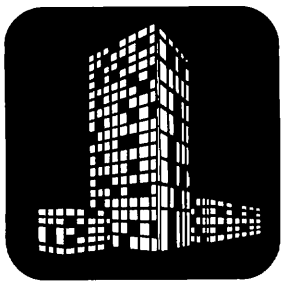

高層ビル

動物園

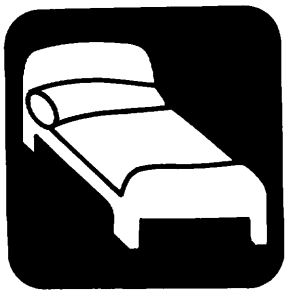

ホテル

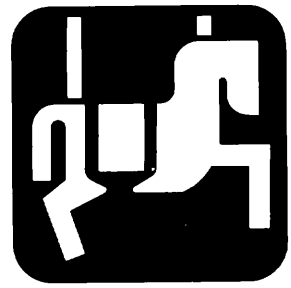

遊園地

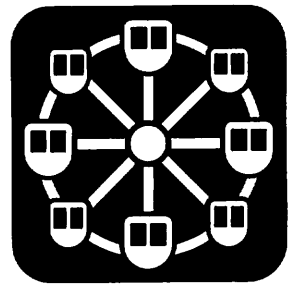

遊園地

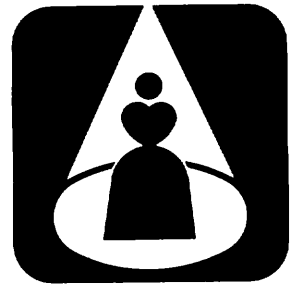

公会堂・劇場

公会堂・劇場

歌舞伎座

国立劇場

集会場・会議場

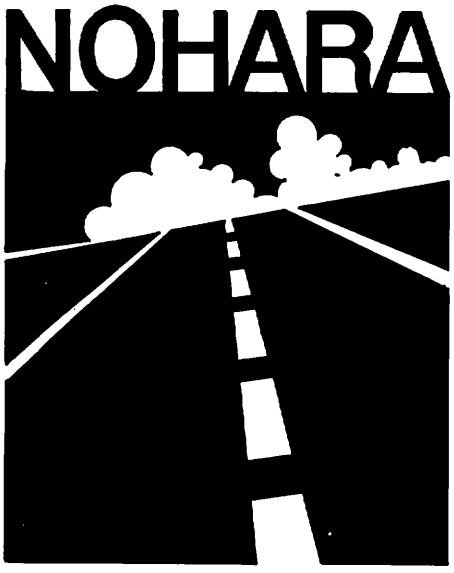

営業品目 道路標識、防護柵、トンネル内装
区画線、防音壁、交通安全施設全般

道路施設事業部門

道路施設部	☎(03) 351-9301
東北支店	☎(022)236-4363
山形営業所	☎(0236)43-5351
千葉支店・千葉道路施設営業所	☎(0472)33-2111
名古屋支店・名古屋道路施設営業所	☎(052)733-7115
大阪支店	☎(06) 228-1871
福岡支店	☎(092)473-1535
茨城営業所	☎(0292)27-6656
埼玉道路施設営業所	☎(0486)45-8821
多摩道路施設営業所	☎(0425)23-3401
静岡道路施設営業所	☎(0542)54-2797
東京工場	☎(0489)25-2661
仙台工場	☎(022)236-4363

ひとに、やさしく。クルマに、やさしく。
クルマ社会のコミュニケーション！

野原産業株式會社　本社　〒160 東京都新宿区四谷1丁目4(綿半野原ビル)
☎(03)351-9301　FAX(03)355-0639

交通安全施設
製作・設計・施工

道路標識(案内標識は最大巾4.5mまで1枚板にて可能)
道路区画線
視線誘導標(パーカーライト各種)
眩光防止網(リッツアパーカーしゃ光ネット)
防護柵各種
トンネル内装
トンネル防水

〒150 東京都渋谷区代々木2-20-12　TEL 03-374-4136　FAX 03-374-4559

㈱日本パーカーライジング広島工場 東京事務所

本社　広島市大手町2-8-4　TEL 082-247-4227
千葉工場　千葉市山王町342　TEL 0434-22-1860

〈営業品目〉

- 道路標識基板
- 屋外・屋内サインおよび公園広場関連製品

優れた耐候性　充分な強度

自由な設計展開　理想的な価格

株式会社大蔵製作所

〒116 東京都荒川区荒川5丁目16番6号
TEL.03(891)7136　FAX.03(891)9909

標識サインの総合メーカー

永盛産業株式会社

本　　社 〒115 東京都北区赤羽南2丁目12番5号 TEL(03) 902-5105
FAX(03) 902-6081

中央支店 〒171 東京都豊島区南池袋3-13-9-1007 TEL(03) 988-2441

埼玉支店 〒332 埼玉県川口市北園町35番地15号 TEL(0482)69-5511㈹

道路標識、道路区画線、道路照明
道路防護柵、その他交通安全施設

設計・施工・製造・販売

保安工業株式会社

本　　店 ☎03 (271)4851
北海道支店 ☎011(241)2201
東北支店 ☎022(295)5581
中央支店 ☎03 (443)6403
中部支店 ☎052(452)1526
新潟支店 ☎025(247)2206
大阪支店 ☎06 (372)2271
四国支店 ☎0878(51)2649
中国支店 ☎082(263)3007
九州支店 ☎093(321)5167

発展する現代のモータリゼーションに、
NDKは総合技術力を駆使し、
多彩なニーズにアプローチしています。

SINCE 1960 NDK
SENDAI, TOKYO, NAGOYA, OSAKA, HIROSHIMA, FUKUOKA

日本道路興業株式会社

本　　社 〒170 東京都豊島区東池袋2丁目45番4号 ☎03 (971)1811(代)
本社商品事業部 〒146 東京都大田区下丸子2丁目31番15号 ☎03 (757)4771(代)
東北支社 〒982 仙台市長町南4丁目12番13号 ☎0222(47)4861(代)
東京支社 〒174 東京都板橋区相生町19番3号 ☎03 (559)8961(代)
中部支社 〒491 一宮市栄1丁目9番20号 ☎0586(73)1350(代)
大阪支社 〒530 大阪市北区中之島6丁目1番18号 ☎06 (443)1421(代)
中国支社 〒733 広島市西区楠木町1丁目9番10号 ☎082(295)7122(代)
九州支社 〒814 福岡市早良区荒江2丁目7番33号 ☎092(843)8033(代)

フリートマーキング・飛散防止フイルム・VHB
道路標識・道路区画線・交通安全教育資材

菊水ライン株式会社

東京支店　東京都葛飾区青戸8丁目2番18号　☎(03)690-1501 FAX(03)604-8373　〒125

本　　社　名古屋市南区加福本通1丁目26番地　☎〈052〉611－0680㈹　〒457
阿久比工場　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字下同志鐘1の82　☎〈0569〉48－1145㈹　〒470-22
関東工場　埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津字立野857番地の1　☎〈0480〉92－6291㈹　〒349-02
東京SP事業部　東京都港区東麻布1丁目10番12号亀田ビル3号　☎〈03〉586－9788　〒106
支　　店　大阪、静岡
営業所　札幌、東北、栃木、茨城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、浜松、北陸、岐阜、愛知、三重、奈良、兵庫、中国、福岡、九州

交通安全に寄与する
TPLの道路資材

●標識柱
●反射鏡用支柱
●消火栓柱
●防護柵
●車止め
●大型標識柱
(オーバーハング)
(オーバーヘッド)

TPL 日鉄防蝕株式会社

本　　社　〒101　東京都千代田区内神田1丁目14番8号（長谷川第五ビル）　☎(03) 294-6471㈹
君津工場　〒299-11　千葉県君津市君津1（新日本製鐵㈱君津製鐵所構内）　☎(0439)52-2911㈹
光　工場　〒743　山口県光市浅江6丁目18番20号　☎(0833)71-0161㈹
大泉工場　〒370-05　群馬県邑楽郡大泉町大字吉田944　☎(0276)62-4191㈹
板橋工場　〒174　東京都板橋区舟渡4丁目12番1号　☎(03) 966-6803㈹

私達は『かけがえのない生命を守る』ため……
道路交通安全施設を通じ、設計・開発から生産・施工まで
一貫したシステムで社会に貢献しています。

営業品目　道路標識及び各種看板・区画線・交通安全施設用品

信号器材株式会社

本社・工場・研究所　神奈川県川崎市中原区市ノ坪160
〒211　TEL044-411-2191～3(代)

東京事務所　西東京営業所　栃木営業所　群馬営業所　埼玉営業所
所沢営業所　千葉営業所　新潟営業所　静岡営業所　名古屋営業所
大阪営業所　兵庫営業所　九州営業所

二重防蝕(亜鉛メッキ＋静電粉体塗装)
TOYOの交通安全対策道路資材

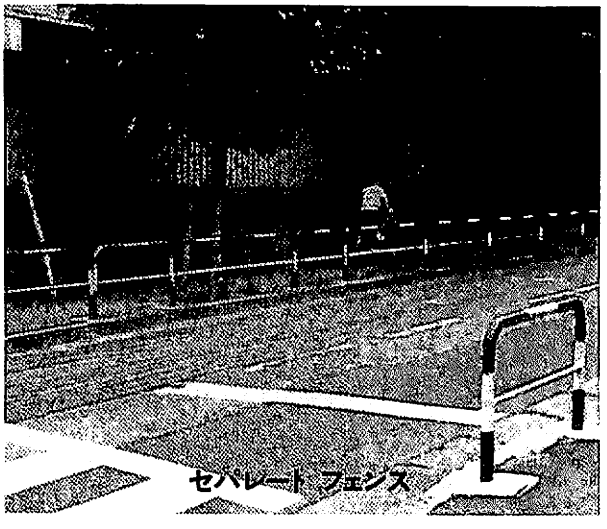

全国の道路、公園、橋まで
活躍する
ＴＯＹＯの製品！

- チェンガード 車止
- キングポスト 車止
- ストッカー 車止柵
- ガードポスト（デリニエーター付車止）
- 視線誘視線（デリニエーター）
- コートフェンス
- コートＴバーフェンス
- 高欄フェンス
- 橋梁用防護柵
- ガードフェンス
- ガードフェンス（海岸地帯用重防錆処理）
- (特寸法)ガードフェンス
- ガードパイプ
- ガードパイプ(特)
- セパレートフェンス
- アートメッシュフェンス
- 標識支柱
- アームポール・樹支え

東洋樹脂株式会社

本社　愛知県小牧市林字野原450番地
ＴＥＬ〈0568〉７９－６１２３
ＦＡＸ〈0568〉７９－６１１７
東京　東京都千代田区神田２丁目15番19号
ＴＥＬ〈03〉　２５２－８４８８
ＦＡＸ〈03〉　２５４－３６５０

道路標識（調査、設計、製作、販売、施工）

案内標識、規制標識、指示標識
避難場所標識、自転車放置禁止標識、公園標識

住友スリーエム㈱特約加工販売店

野原道路施設株式会社

東京支店　東京都大田区大森西2丁目6番地3号
〒143　電話 03（298）3461㈹
FAX 03（298）3465

本　社　横浜市緑区佐江戸町189番地1
工　場　〒226　電話 045（931）0215㈹
FAX 045（931）0230

ＰＳカラーポール

ドライバーは、安全に車を走らせ、歩行者は快適に歩く「道空間」。それを実現するためには、それぞれのマナーはもとより、道路そのものの整備や緑の景観が必要です。また道の傍らにそびえ立つ路側柱の存在も見逃せません。ヨシモトポールでは、錆びを寄せつけずいつまでも美しいＰＳカラーポールにより、環境を損わず、かつ快適な道空間を演出する路側柱をお届けします。あなたの街の道路にもぜひ、お役立てください。

ヨシモトポール株式会社

本　社	〒100	東京都千代田区有楽町1-10-1（有楽町ビル）	03-214-1552㈹
大阪支店	〒530	大阪市北区芝田町2-1-18（西阪急ビル）	06-372-1717㈹
仙台営業所	〒980	仙台市中央2-2-1（仙台三菱ビル）	022-263-2771㈹
名古屋営業所	〒460	名古屋市中区錦2-2-24（東海ＩＳビル）	052-211-2761㈹

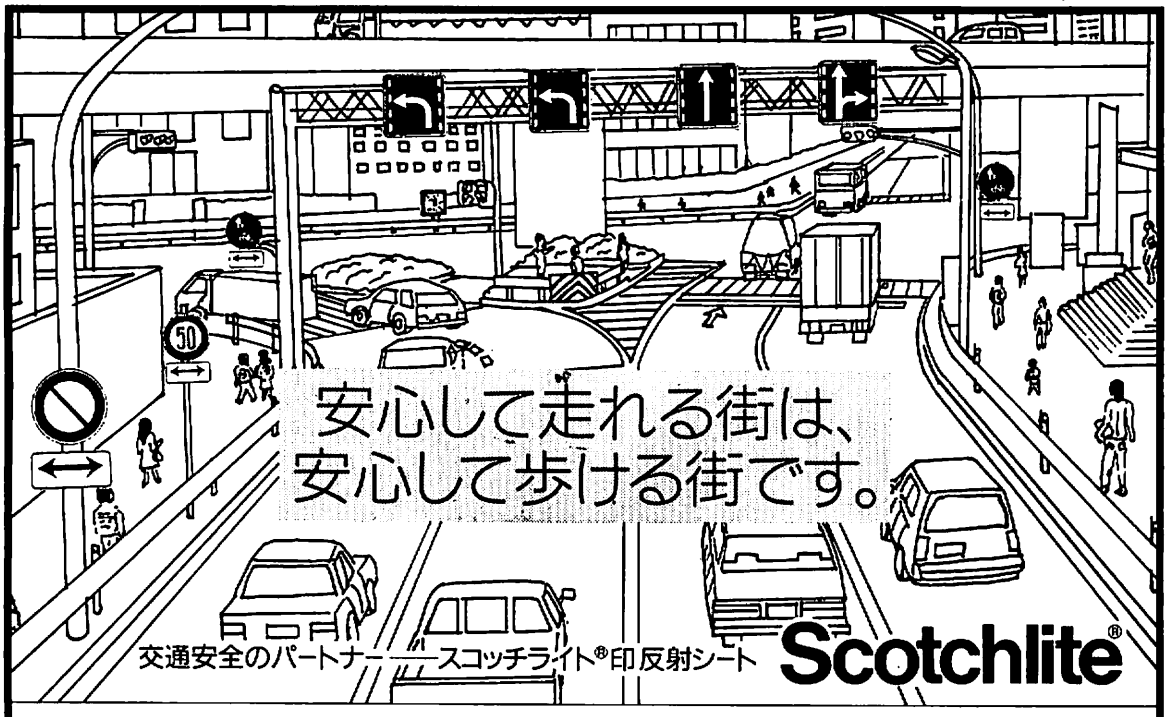

住友スリーエム株式会社 3M
反射材製品事業部
本社 〒158 東京都世田谷区玉川台2-33-1 ☎(03)709-8351(ダイヤルイン)

東京支店 ☎(03)423-7265
大阪支店 ☎(06)305-3145
名古屋支店 ☎(052)332-2411
横浜支店 ☎(045)312-5521
福岡支店 ☎(092)531-4356
札幌営業所 ☎(011)644-7411
仙台営業所 ☎(022)261-2811
広島営業所 ☎(082)247-2200

3M

おわりに

都市はいま、目まぐるしく変化している。この間まであった角の酒屋がなくなっていたり、たばこ屋がビルの中に入ったりして目印がなくなることが多くなってきた。極端な場合、道路の様子が大きく変わって道に迷うことさえある。歩行者にとってなにか不変の目印が欲しいところである。

われわれが地理を知っているとかその場所にいけるというのはどうも知識だけではだめなようだ。地図で一所懸命おぼえても、手元に地図がないかぎり、地図を思い出しながら目的地に向うというのはたいへんむつかしい。その場所に立つと情報が多すぎるのであろう。銀行の角といっても銀行が幾つもあったりして、自分の記憶すら不安になってくる。

こんな過去の失敗をふりかえりながら、自分はどっちにいけばいいのか的確に示してくれる公共的な案内はどうあればよいか考えさせられた。こう表示してあればよいなと思っても必ずしも、全員がそこに行きたいとは限らない。だけど何か案内は欲しい。地下鉄の出口は、地上のイメージがつかみにくいだけに、可能なかぎり施設名称が書かれている。これもひとつの方法ではある。地下鉄から地上に出たところの道路にもこれを受けて案内があれば良いとおもう人も多いと思われる。

歩行者のための案内標識の設置計画をたてるにあたり、各地の設置例を参考にすることは大変良いことであるが、それはあくまでも一つの例に過ぎない。それぞれの地域の特性を生かしながら、それぞれの地域にあった歩行者のための案内標識をたてていかれるのがよいと思う。そうした時の一つの参考資料に役に立てば幸である。

昭和63年9月1日

発　行　　全国道路標識・標示業協会
関東支部　東京都分会
分会長　九本　正洋

編　集　　東京都分会・標識委員会